

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（ 5 ）			
日 時	平成 1 2 年 1 0 月 6 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 3 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	武井委員長、松本（光）副委員長、横田・中村・斉藤（裕）・古沢・新野・次木・佐々木（勝）・北野・斉藤（陽）・佐野 各委員		
説明員	市長、助役、収入役、木野下・佐藤両監査委員、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、監査委員・樽病各事務局長、保健所長 ほか関係理事者 (消防長 欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤裕敬委員、古沢委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大畠委員が斉藤裕敬委員に、中島委員が北野委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代されております。

付託案件を一括議題といたします。

なお、総括質疑であります。今日は、市民クラブ、自民党、共産党、民主党・市民連合、公明党の順といたします。

また、理事者の皆さんにお願いがありますが、答弁は簡潔に、わかりやすくするようにお願いいたします。

○斉藤(裕)委員

業務委託契約について

突然なんですけれども、木野下監査委員、本委員会は決算委員会です。当然、いろいろな決算説明書類を我々議会側にお示しになられております。それに基づいて私たちは議論をしていくということなんですけれども、この説明書を読み込んでいくためには、かなりの部分で理事者、現課の皆さんの内訳書の提示というのがなければ、的確にその姿を判断することはできないと私は感じております。その件に関して、一般論で結構ですからご所見を賜りたいと思います。

○木野下監査委員

我々は今、市長の方から決算書関係をいただきまして、それから、事務局の方ですけれども、その詳細にわたって細かく内訳書はもらっております。それと、あとは例月の定期監査などで細かい点についても質問したり、聴取をしまして、果たして財務上適切に行われたかどうかということで判断しております。

○斉藤(裕)委員

もうお一方、収入役にお聞きしますが、収入役は以前金融機関の責任ある立場でおられて、企業の決算書をいろいろごらんになったと思いますが、今回の資料は、今、監査委員のお話があったように、いわば小樽市の帳面なわけです。当然中身を見るときには細部について現課の協力がなければ、その姿形、中身を詳細に把握することはできない、こう思います。いかがでしょうか。

○収入役

そのとおりであります。

○斉藤(裕)委員

決算委員会の範疇で、なるべく脱線しないよう環境部に主にお尋ねしていきたいと思いますけれども、これは契約管財課でも結構ですけれども、小樽市契約規則第23条、契約の解除という項があります。これは4項目になってまして、入札又は契約の締結若しくは履行についての不正の行為があったとき、契約履行の見込みがないと認められるとき、無資格であるとき、そのほか契約事項に違反したとき、この4つに該当したら契約を解除してもいいという内容が書いてあります。

そこでお尋ねしますけれども、この23条の1から4の項目に当てはまるかどうか、そういう判断はだれがやることになりますか。

○契約管財課長

小樽市契約規則第23条についてのご質問でございますけれども、どれに該当するかという意味では、例えば一つ一つのその事項において、どこに該当するということではできるとは思いますけれども、いわゆる契約解除することができるという規定でございますので、発注者側として、例えば契約事項の違反があったならば、即解除ということ

では当然だと思いますので、その契約の履行において多大なる支障があるとか、それは発注者側でこの契約を解除すべきという判断を総合的にしていくことになるというふうに考えております。

○ 斉藤（裕）委員

契約者から見ると発注者側は小樽市ということになるのですけれども、課長の答弁の発注者側というのは、現部または現課という判断でいいですか。

○ 契約管財課長

その契約によってだと思えますけれども、最終的には市長の判断ということでございますので、現部なり契約管財課も含めての判断といいますか、それで判断を仰ぐというようなこともあろうかと思えますので、一概には言えないと考えております。

○ 斉藤（裕）委員

例えば疑わしきことがあったら、それはだれが、発見者がですね、疑問に思った方がどこにまず持ち込んで、そして最終的な判断はどうするのか。具体的に教えてください。ケース・パイ・ケースだと、ある意味では契約所管なのか、それとも現課なのか、どちらですか。

○ 契約管財課長

業務委託であればその業務を委託している現課、現部が一義的には窓口になると考えております。

○ 斉藤（裕）委員

先日、9月20日の環境部長答弁ですけれども、受託者がどういう根拠で算定したかということについて、そのあたりを承知する立場にない。こう明確に答弁されております。これは今の財政の立場での課長答弁と違うのではないですか。

○ 環境部長

私が答弁したのは、委託業者の方で入札なりに当たって具体的に算定をどういうふうに、物の考え方でどういうふうに具体的に積算をしたのかというのは、具体的に私は承知はできない立場、そういうことで申し上げたつもりですけれども。

○ 斉藤（裕）委員

具体的にね、今も答弁にあったんですけれども、具体的に承知をできない立場と今おっしゃったんですけれども、間違いありませんか。皆さんは発注者側なわけですから。そして、その積算の内容であるとか、委託した業務がきちんと履行されるかどうかということを確認するためには、当然積算根拠などのチェックも必要ですよ。だけど、それ自体が環境部長はできないんだと、こうおっしゃったんですけれども、確認させてください。

○ 環境部長

今ご指摘になったようなことの内容については、基本的には契約書なり業務の実施の仕様書、そういったようなことで担保できると思っておりますので、その中で一定の部分はお示しすると。ある意味ではその仕様書に基づいてやっているという意味では、その部分については承知はしてますけれども、個々の技術的な部分について詳細な部分は、私は今までの経過からいうと承知はしていないと、そういうことを申し上げているわけです。

○ 斉藤（裕）委員

今日は総括ですから、いろいろ発注されている責任者の方がおられますので二、三お尋ねしますけれども、土木部長と建築都市部長。

皆さんは契約行為をして、その中身を、業者が受注した中身をチェックする権限はありだと考えてますか。

○ 土木部長

今おっしゃっているのは、発注者から出ている工事の設計書、それから特記仕様書、一般仕様書とあるのですが、その内容を業者側がチェックする権限があるなしの話ですか。

○斉藤(裕)委員

いや、業者に一たん発注しますよね、今回の環境部の事例に当てはめてお考えいただければいいんですけども、土木部が発注しますと、どこかの業者が受けますと。その受けた業者がきちんと履行するかしらないか、できるかできないか、それをチェックする権限はおありですかと聞いているんです。当然あると思うんですけども。

○土木部長

業者の施工能力チェックという意味ですと発注側に事前ないしは受注後といいますか、チェックをする権限は持っていると思います。

○建築都市部長

発注するときの仕様書どおり発注を受けた業者ができているかどうかというチェックは当然発注側にはあると思います。

○斉藤(裕)委員

もう1つ聞きますけれども、土木、建築両方に聞きますけれども、仕様書どおりのことをしなかった場合、皆さんはどう対処されますか。例えば、義務づけられている書類を長年にわたり出してこなかった。そういうときは皆さんならどう対応しますか。

○建築都市部長

これは当然仕様書どおりといいますか、いかなければ当然これは指導するという形になるかと思います。

○土木部長

手段と目的物との関係が問題になっていくかと思います。といいますのは、目的物がきちんとできる、目的を達成される内容であれば、指導はしますけれども是正しない場合もあるかと思います。

○斉藤(裕)委員

環境部長にお尋ねしますけれども、答弁の中で、仕様書どおりにやっていることが確認できたら、それは積算の中身まで一々チェックしなくたっていいというように聞こえたんです。それは一つ理があると思います。しかし、今回は長年にわたり仕様書の約束事、事業計画書が提出されていなかったということをもうお認めになっているわけですか。そうすると、通常のチェックではなくて一歩踏み込んだ監視体制というのが必要なのではないですか。

○環境部長

確かにそういった一定の手続をなされてなかったことについては非常にまずいことだと思い、その辺りについてはおわびを申し上げました。ただ、現場における監視体制ということにもなるのですけれども、作業自体は現場におけるいろいろな指示の中である程度一定の部分、最低限の仕様書に書かれている部分は履行されていたのではないかと解釈しております。

○斉藤(裕)委員

解釈してるとはどういうこと。確認しなければならないのではないのですか。確認はされましたか。

○環境部長

ほとんど毎日のように担当職員を現場に配置をしておりましたから、現在なおそういう状況が続いてますけれども、そういった中で基本的には確認できているというふうに考えております。

○斉藤(裕)委員

この質問は決算委員会そのものではないのです。というのは、具体的に業務委託の問題になったのは今年の話です。しかし、なぜ私が決算委員会で質問をしているかというと、長年にわたり環境部と随意契約を結んでいた業者だからです。

お尋ねしますけれども、業者に義務づけた事業計画書、これが後追いで今年の7月1日に出てきました。出されましたね、桃内の。1週間の期限を延びてから出てきました。後追いです、そういう意味では。そこでお尋ねしま

すけれども、この業者と決算書に反映されている寅吉沢の業務委託業者は同じです。当然事業計画の構成、つくり方というのも同じようなものが寅吉沢には存在するんですか。

○環境部長

資料を完全に把握をしておりませんが、寅吉については59年以来、長年の経過の中で、事実上やり方自体が確立しておりますので、一般的に私が答弁できることがあるとすれば、毎年の業務契約書、それから委託仕様書、その部分で対応しているのではないかと考えております。なお、確認して後ほどご返答申し上げたいと思います。

○斉藤(裕)委員

この管理委託をするノウハウというのはこの企業にしかないようですね、皆さんの言い分では。特別なノウハウなわけですが、言いかえれば。そうすると、寅吉の方は昔からの長年の経緯があるから、1回1回新たに同じようなものをつくって提出しているかどうか、これは私も提出しなくてもいいかと思ったりします。1回1回でなくて、前の契約を引き継ぐという形で業務内容はいいと思います。

しかし、常駐されている方たちがチェックする手段としては、例えばここに重機類の保守点検整備、搬入道路の造成整備、堆積物整理、いろいろ書いてます。20項目ぐらい書いてますけれども、少なくともこれはこの項目に従ってチェックできる。毎年経年で、基本的な考え方はいいですよ、だけど、これこれこういうことを20項目以上にわたってやりますと言ってるわけですから、埋めれば形状がどんどん変わっていくわけですから、その作業の姿形を確認できる書類、資料、そういうものは寅吉にも当然残ってるんですね。これは長年にわたり残ってるんですね。

○(環境)管理課長

ただいまの業務の関係でございますが、一応完了後は業務報告書ということで提出をいただいているところでございます。

○斉藤(裕)委員

その業務報告書の内容は、埋立業務、監視業務、計量、排出水の処理、こういう基本4項目というのは変わらないのだろうと想像するわけです。なぜかという、変わらないから皆さんは技術を持ってるかと判断したのでしょうか。それはつぶさにわかる資料があるんですね。そして皆さんはチェックをされてるんですね。

○(環境)管理課長

一応、先ほど言いましたように報告書をいただいておりますので、チェックということではやってございます。

○斉藤(裕)委員

後ほど説明してください。まさか仕様書に基づき今年度もうまくやりました、そんな文章で終わってるような報告書ではないでしょうね。日数量であるとか月数量であるとか、雨も降ったし嵐も吹いたと思うんです。そのときの水の量だって違ってるはずですよ。そういうデータもきちんと読み取れる、こういうものがあると理解してよろしいでしょうか。

○環境部長

日報的な、月報という形で出てきておりますので、その中で今委員おっしゃったようなことがすべて網羅されているかどうかということでは即答できませんけれども、内容については後ほど細かくお示ししてご説明申し上げたいと思います。

○斉藤(裕)委員

委託業者と環境部の関係、これが非常にあいまいな関係だなと私は思ってるんです。幾つかありますけれども、その一つの理由、それはこういった委託をする業者は樽栄環境設備のみであるという理屈で言ってるわけです。しかし、前回の議会ではエコサービスということを出されてた。もともと樽栄がずっとやってきた業務、そして去年の議会ではエコサービスということが出た。そして、明けて今年になって、平成12年になりまして、また樽栄に戻った。これは随意契約の業者選定理由に明記してるんです。埋立業務及び排水の処理管理業務を行うために

は、埋立作業技術及び水処理管理技術を有する必要があり、その両方を有する業者は市内では樽栄環境設備株式会社のみであることから同社を選定しましたと。これ4月1日です。

どうして猫の目のように、最初はずっと樽栄で来ていて、そしてエコサービスになって、また樽栄に戻るんですか。皆さんの判断基準が極めてあいまいだと、こう思うのですけれども、市長はこの事態をどう考えられますか。感想で結構です。わずか半年間のうちに樽栄、エコサービス、樽栄に戻ってきた。

○市長

桃内の処分場の委託業務ですけれども、当初、現課の判断といいますか、そんなものもあったのだと思いますけれども、その後、議会等からもいろいろとご指摘があって、公正、透明性を確保するというような観点で業務をするようにと、こういう指示の中でそういうふうな業者がのっかってきたというふうに理解をしております。

○斉藤(裕)委員

助役の業者の関係に対しての答弁ですけれども、このときの指摘は、特記仕様書に5メートルと書いてるのに3メートルの積算で行ったもの、小樽市としては3メートルで積算している。仕様書では5メートル、実際は2メートル50だと、この矛盾はどう理解したらいいのかというような趣旨の質問に対して、現場説明のときに説明してあるから間違いないと。現場説明どおりに業者は見積もってるはずだから、問題ないという答弁なんです。

そこで、土木部長と建築都市部長にもう一度お尋ねしますけれども、私はよくわからないのですけれども、特記仕様書というのはどういうものですか、位置づけとしては。今一連の話があったように、特記仕様書にきちっと書かれている数字を業者が勝手に、現説で言われたからといったって、半分の高さしかないもの、それを勝手に、思惑でと言ったらいいか、特記仕様書と違った見積もりをしていいものなのですか。そういう性質のものですか。

○土木部長

環境部の委託の内容を把握していませんので、一般論でお答えしますと、私ども土木工事の場合ですと、ある目的物を指定します。

次に、手段としてどういう手段でやりなさいというのを指定する場合と、任意といって業者側に選択を任せるという2つの方法がございます。その中で、指定した場合については、仮設物についてもこういう仮設をしなさいという指定をするわけですが、指定しない任意の場合はどんな手段をとってもいいことになるわけです。

それで、特記仕様書については、私ども国なり道なりの標準仕様書を公示して、それは市販されているのですが、それを遵守しなさいということがまず一般的です。ただ、特殊な工法とか仮設とかをやる場合についてだとか、沿道の関係だとか現場状況の関係で標準仕様にない部分については改めて特記仕様ということで、こういう目的でこういう手段を講じてやりなさいという、そういう特記仕様をつけます。

それから、業者側が、うちが指定した内容でない内容でやった場合とか、指定しない場合で業者のやった内容が結果として契約額に大きな変更を生じるような場合、それは減額の場合ですけれども、増額の場合については任意の場合ですと変更しませんけれども、大きな減額になるような場合については設計変更で対応するとかというケースもあります。

○建築都市部長

特記仕様書の中では、今土木部長もおっしゃったように、実際の工事をするときに、こういう仕様のもを使いなさいというふうに記載することもありますし、それ相当のものという記載の仕方もあるかと思います。ですから、それを使いなさいといった場合には、それは当然そういうものを使っていただくという形になりまして、相当のものということであれば、それに準じたものという形になりますので、その記載の仕方の内容によっては、業者がどう使うかということは多少変わってくるのだらうと思います。

○斉藤(裕)委員

助役にお尋ねしますけれども、今それぞれ土木部、建築都市部の部長の見解が一般論と前置きしながらも示され

ました。それを聞かれていたと思うんですけども、今それぞれの部長の答弁を聞いた上で、先般ご答弁された仕様書には書いてるけれども、違った形で積算は業者がしてるだろうと、こう信じてるという、この答弁は変わりませんか。

○助役

基本的には、仕様書に添付します特記仕様書、その内容をもとにしていろいろな積算見積もりをするのが常識だと思います。したがって、先般の件につきましては、私の方は5メートルではなくて3メートルで50センチ、そういったようなことで、頭からそういうことで業者との説明の場ですとかそういうことで対応していたものですから、したがって、実際に契約後も2メートル50センチというようなことで作業はやってました。特記仕様書の印刷の段階でこういうことになったということで、結果的にはミスが生じまして大変申しわけないわけがあります。ご迷惑かけたわけでありますけれども、先般申し上げましたように、業者の方に市の意向というのはそういうふうに伝わっていて、見積もりもそういうことで計算をされていたろうというふうに思います。

○斉藤(裕)委員

答弁の繰り返し、前回の答弁と同じですよ、それだと。特記仕様書と違ったものを業者がわかってたと言ってるんですよ。これは特記仕様書と違うことをやっていいという、違う積算をしていいということを業者が知ってたということですか。普通、業者が指摘をするものではないですか、わかっていたら。この辺は助役、さっと答弁されましたけれども大切なところですよ。繰り返しますけれども、特記仕様書は間違っていたけれども、違った積算方法であったということを業者は知っていたのですか。

○助役

私、先般から申し上げておりますのは、業者に確認をしたことではありませんけれども、現説当時からそういう計画にすると、そういうことを踏まえて、そういうふうにされたものというふうに申し上げているわけございまして、それが業者の方から指摘がなかったというか、そういう意味での答弁ではなくて、それで、ちょっと適切でなかったかもしれませんが、そういうことでお互いに考えて、当初の説明どおりの考え方でお互いに進んでいったということで申し上げます。

○斉藤(裕)委員

ちょっとわかりづらくなってきました。では、ざっくばらんに聞きます。助役、今回の業者は入札するときに見積もりをしますね、5で入れたと思いますか、2.5なんですか、どちらだと思われて今のコメントをされているのですか。積算は何ぼでしたんですか。

○助役

今の部分が積算に当たってどの程度のウエートを占めているか、ちょっとそれは内容わかりませんが、考え方としては先ほど申し上げました考え方で積算されているだろうというふうに考えております。

○斉藤(裕)委員

どっち、3、5。

○助役

3の方です。

○斉藤(裕)委員

つまり、何の申し出もなく特記仕様書を無視したということですね。ですから、特記仕様書と違う見積もりをしたということですね。こういうことはあり得るんですか。そのあり得るというのは業者さん側の話だけれども、それを市として認めていいんですか。特記仕様書と違うことを、こういうことですよ、私たち小樽市は特記仕様書と違う方法で見積もりしたということだと信じていることになるんですよ。そういうことでしょう、3というのは。何か矛盾しませんか。整合性がないと思いませんか。みずから特記仕様書を無視してもいいよと言ってるように聞

こえるんですけれども。

○助役

そのことからいきますと、ちょっと適切でなかったわけでありますけれども、何回も申し上げますように、お互いに意思の疎通の面で現説の当時からそういう話し合いをしていたものですから、ただ、結果的に文書にしたものがそういうことになって、これはあくまでも私どもの方の事務的なミスと言ってしまえばそれまでなんですが、そういった瑕疵があったということでございまして、業者の方はそういった感覚がなかったといいますが、そういうことで進めてきたものですから、結果的にこのようになったということで大変ご迷惑をおかけしました。

○斉藤(裕)委員

環境部長に聞きますけれども、今の助役答弁と同じですか考え方は。環境部長も特記仕様書は誤記だったと今答弁を繰り返されてますけれども、業者は5と書いてるけれどもそれを3で見積もったと思ってますか。特記仕様書を無視してやったんですか。

○環境部長

先日もお答えをしましたけれども、厳密には確認をしたわけありませんから、どちらで見積もったか私は承知をしておりませんけれども、ただ、現場で契約の業務が始まった段階の状況を補足的にお話ししますと、その段階でやったことからして、業者側は廃掃法の規定というものを当然知ってたと思われしますので、そういった中でやったという意味では今助役が答弁した内容ではなかったのかというふうに推定ができるかと思います。

このことについては、先般の予算特別委員会のときの委員の質問の中で、どうなのか確かめてみるべきだというご指摘がありましたので、これは早速その後申し入れをして、まだ返事をいただいておりますけれども、そういった中でまた改めてご説明を申し上げたいと思います。

○斉藤(裕)委員

特記仕様書は設計図書でしょう。それ勝手に変更するというのは発注者側だってできないはずですよ。今回のメートルの違いもそうだし、10万トンが6万になった、減ったと、普通だったら設計変更するんじゃないんですか。それもある気はないんですか。

なぜこんなことを聞くかということ、もし業者側が5メートルで見積もって、実際には2メートル50の指示を現場で受けたと。そうすると、業者は自分の見積もった金額よりも過大に支出するわけですよ。それを文句も言っていないわけです。または指摘もしていないわけです。一方的に業者の泣き寝入りに映るんですよ、この時点では。ところが、その後に明らかになった。何と40%、4万トンの数量がダウンしている。そうしたら、その部分で、その4万トン減った部分というのは業者の丸もうけになりませんか。そして、双方黙っていたんです。とても、公平な、または正常なつき合いだと思えないですね。おかしいこと言ってますか。

○環境部長

このことにつきましては、先般のときの最終的な委員に対する答弁の中で、見直しをきちっとして、すべき処理はするということで、今事務的な整理をほぼ終えて、相手側と協議をするというふうなことにしておりますので、その整理がなった段階で改めてご報告申し上げたいというふうに思います。

○斉藤(裕)委員

本当だったら、いつも現課で発注されている方たちにもっと聞きたいんです。水道局だとか港湾部であるとか。こんなことが通常の発注の中で行われるのかということの一つ一つ尋ねていきたいですよ。でも、それはやめます。そんなばかげたことをやっているとこはないと思ってますから。業者が特記仕様書を無視して、あうんの呼吸で違った数字で積算してて、それをよしとするなどという発注現課はほかの部にはないと信じてます。数量が40%ダウンして設計変更もしないようなどでたらめなことをやっている、そんな部署はないと思うんです。これは皆さん少し考えていただかなければならぬのではないですか。ただでさえ市のOBの方がおられるところですし、そういうのが

った目で見られてもしようがないところなんですよ。

あの指摘がありましてから随分、何件か情報というからお電話をいただきましてね、応援ですよ、怒られるのかなと思ったんですけれども応援の電話です。でたらめやってるんだらうと。そういう目にさらされているということをきちんと認識していただきたいですね。

それでは、今回の決算書に載っている処分場の委託費の内訳を示してください。

○(環境)管理課長

最終処分場というのは寅吉沢といいますか、産業廃棄物の方ですか。

○斉藤(裕)委員

産廃ではございません。

○(環境)管理課長

業務委託の関係でございますが、施設管理の業務、それから警備業務、それから浄化槽汚泥の収集運搬関係の業務、それから用地の測量関係業務がございます。施設管理業務につきましては7,490万円ほど、警備の関係でございますが、これは109万円ほどの金額でございます。あと浄化槽の関係でございますが、これが7万4,000円、それから用地の測量関係でございますが、これが98万7,000円ほどでございます、トータルいたしまして7,700万円ほどの金額になってございます。

○斉藤(裕)委員

処分場の警備業務委託、このセンサーは何カ所ですか。それと、報告書はとっていますか。

○(環境)管理課長

センサーの関係でございますが、3カ所でございます。報告書もいただいております。

○斉藤(裕)委員

ここは随意契約ですか、入札ですか。

○(環境)管理課長

随契でございます。

○斉藤(裕)委員

当然見積もり合わせの中で他の、何か違うんですか。

○(環境)管理課長

先ほどお答えしましたセンサー3カ所は、ちょっと確認してございませぬ。後ほど調べまして、また報告したいと存じます。

○斉藤(裕)委員

随意契約の中で、学校の一月単価はどうなりますか。学校と比べましたか。基本的にはセンサーを取りつけて、機械で通報をキャッチして出向く、そういう仕組みですね。それと巡回があるかもしれません。その巡回と機械警備のそれぞれの単価の内訳はどうなってますか。

○(環境)管理課長

巡回の関係と、それからその機械警備の区分けでございますけれども、ちょっと今手持ち資料ございませぬので、後ほどお示ししたいと存じます。

○斉藤(裕)委員

さっきから後ほど、後ほどというのが多いですね。後ほどって、今日最後なんですけれども、どうするんですか。

○環境部長

私自身、業務委託の詳細にわたって把握しているわけではありませんけれども、巡回は業務終了後、おおむね6時過ぎぐらいから、翌朝の仕事が始まるまでの間に、夜中、通常るときであれば3回行っているというふうに承知

しております。

○ 斉藤(裕)委員

資料がないと言うんだったらとってきてもらいます。私が疑問に思ってるのは、基本的には巡回警備と機械警備の二本立ての見積もりになってるはずですよ。片や機械警備においては教育委員会で単価の実績があるわけです。教育委員会にも数字を与えてくださいと連絡しておいたんですけれども、皆さんがその内訳がわからなかったら比較にならないわけですよ。わからないですか。とってくるぐらいだったら、委員長をお願いして待ちますけれども。

○ (環境) 管理課長

ただいまの警備の関係でございますけれども、委員おっしゃるように機械警備と巡回警備でございます。巡回警備につきましては、先ほど部長おっしゃいましたように3回でございます。警報装置の関係でございますけれども、これと機械警備の区分でございますが、私ども見積書を徴取してますのは合体したもので徴取してございます。

○ 斉藤(裕)委員

一括ってやつだ。この前の樽栄からの1,400円のやつと同じだ、一本だ。中身は見ないよと。環境部の今日出席されている理事者の方に聞きますけれども、以前、小・中学校の警備の業務委託、私は議会で取り上げさせていただいたんですけれども、そのとき出席されてた人はおりますか。

○ 委員長

理事者に申し上げますが、斉藤委員からも話がありましたように、後ほど、後ほどというのは今日のうちに回答がされるんですか。そろそろ斉藤委員も持ち時間が迫ってきましたのに、今のような答弁では話が進まないです。するのであれば、そこのところを打ち切ってさらに進めたいと思いますが。

○ (環境) 管理課長

先ほども申し上げましたけれども、警備委託の関係でございますが、その警報装置の関係、それから巡回警備の関係でございますが、一括で見積もりをいただいております。

○ 斉藤(裕)委員

委員長から打ち切りのご発言がありましたので、もうあきれておりますけれどもね。一括で中身がよくわかると思うんですね。比較もできないものですよ。何社も見積もりとったんですかね。これいいです、皆さんの姿勢がよくわかりました。それで、最後に聞きますけれども、桃内最終処分場の設置工事、入札者はクボタでしたね。

○ 環境部長

大きく分けて発注が3件ございまして。

○ 斉藤(裕)委員

水処理施設。

○ 環境部長

水処理はクボタがメインのジョイントです。

○ 斉藤(裕)委員

竣工後、皆さんはどんなチェックをされたのですか。

○ (環境) 金田副参事

性能的だとか機械的には、発注後、建築都市部の方で検定をしているかと思えます。

○ 斉藤(裕)委員

お尋ねしますけれども、皆さんがあそこの管理業務をやるときにマニュアル本があって、その抜粋を手元に根拠にしていろいろなことをやられているわけですが、その中に入っているんですけれども、灯油移送ポンプ、20-RQED5.2、それと、プラント用水供給ポンプ32-BDRBM5.75D、これはどこの機種ですか。

○ (環境) 金田副参事

機種についてはわかりません。

○ 斉藤(裕)委員

そんな、つれない返事しないで。皆さんからいただいた資料は抜粋ですよ。それと原本というのはこんな分厚い本が2冊あります。お借りしました。あれを読んでいくと、どんな機種が、こちらから言いますけれども、これが皆さんが抜粋したものなんです。これは大きな分厚いやつの中から管理委託の簡単なマニュアルの部分だけ抜き書きしたものです。それを皆さんは持たれている。それをいただいた。この中には、クボタというメーカーがどういう形でこの機器を設置したか書いてあります。そして、その中に2つの今申し上げた機器がある。これが特に目についた。あえてお尋ねするけれども、これはどこのメーカーですかと言った。

○ (環境) 金田副参事

それについては荏原製作所というふうに記載をされております。

○ 斉藤(裕)委員

不自然に感じませんか。荏原グループいろいろおありでしょうけれども、会社もいろいろ分かれてますけれども、少なくとも水処理を入札する前の公募をしましたね。公募ですから、我こそが一番と言って皆さん来てるわけです。自分の権限で全部できますよと来てるはずなんです。その結果、いろいろがたがたしたけれども、クボタというメーカーを中心とするJVが落札した。その中に落選組の荏原系列のポンプが入っている。これは不思議なことじゃないですか。何も感じませんでしたか。

○ (環境) 金田副参事

ポンプ関係ですけども、私、クボタがポンプをつくってるというふうにはたしか記憶がないものでございますから、一つの会社がすべて全部、オールマイティーといいますが、そういう形ではないと思いますので、必要なところは必要な会社から買う場合があるのかなと承知してございますけれども。

○ 斉藤(裕)委員

それは一理あります。でも競い合ったところの企業のポンプをあえて買う必要ありますか。それは裁量だ、勝手だと言われればそれまでだけれども。日産とトヨタで入札した、それで日産が勝った。車が納品になったら、ハンドルだけはトヨタのがいいからハンドルをかえたと。そういう話ですよ、これ。普通だったら純正にいくんです。あとは系列会社。市長は自然に感じられますか。

○ 市長

詳しくはわかりません。

○ 斉藤(裕)委員

わからないとか、後から資料を出すとかと言われたらもう進めないですけども、実際は。指摘というか、これは要請しておきますけれども、こうやって後からしかわからないだとか、資料公開やなんかも速やかにやってもらわないと困ります。そこで、1つ指摘、これは先回も指摘しておりましたけれども、随意契約にしても何にしても、最低積算予算、入札予定額、これを事後に公表するべきです。これは今一つのせめてもの安全弁ですよ、入札予定額の事後公開、このことについて、市長どうですか、やられるお気持ちありませんか。

○ 契約管財課長

予定価格の事後公表の件については、前回に同じようなご答弁申し上げたと思いますけれども、予定価格の公表については、公共工事の請負契約についてのみの論議でずっと来た経緯ありますので、それ以外の一般論としての予定価格の公表についてのメリット、デメリットというのはまだ必ずしも明らかにされていない段階です。

各市の状況を見ましても、通常の業務委託について公表しているという情報は聞いてございませんので、これからの各市、当然小樽市についても検討課題というふうになってくるとは考えてございますが、現時点で公表するというようなことは考えてございません。今後の検討課題ということでは承知しております。

○ 斉藤(裕)委員

それはだれと相談して決めたんですか。一課長が決められることなんですか。

○ 契約管財課長

現段階では公表しないということで現実に来てるということでございます。将来は検討するでしょうけれども、現段階で私が公表すると、今そういうことではないと。工事についてのみ公表するということで、これは全庁的に流しまして、全庁的な取り組みで事後公表をしておりますけれども、委託工事についての予定価格の公表については現時点では考えてません。これは現課としては考えておりません。

○ 斉藤(裕)委員

現課の事情はわかります。今はこうなってますという答弁だったらいいけれども、私考えてませんなんていうのは課長の範囲で判断できるとは思ってません。

それと、建設省であるとか、自治省の通達によると入札及び契約なんです。2年も3年も前ですよ、平成9年度か10年度の話です。そのような透明性を確保しなさいということになっている。そして、それには予定価格の積算を明らかにすることによってコストの内訳というのが出てくる。それによって議論を深めようという趣旨なんです。

もう1つ言うておきます。いろいろな今の流れとしては事後公表ではないです。事前に公表すると言ってるんです、今の流れは。入札行為に関していえば、事前に、幾らの予算があります、皆さん何ぼですかと、こういう入札に変えていったらどうかというような議論です。非常に前近代的な答弁ですよ、それは。

そして、事後公表については各裁判で負けてます、自治体が。裁判が長引いて、いろいろな市民団体であるとか特定の主体者からの裁判を起こされて、入札後に価格を教えろと、でたらめにしておいてきたと、これはけしからぬといって裁判を起こされて、地方公共団体、官公庁側は非公開という考え方を自主撤回しています。裁判やっている最中に、公開しますというふうになってるんですよ。これが幾つも判例があります。

そのことを考えて、何も小樽市で先切ってやってるわけではないんです。もう既にこういう流れになっているのですから。助役どうですか、検討しようという気持ちはありませんか。

○ 助役

今担当課長から申し上げましたように、一部のといいますか、建設工事の事後公表については、言ってみれば試行的に実施しているというような観点でございまして、それを受けまして、事前の公開、そういったものをどうするかと、これからいろいろ検討していただくような時期に入ります。

それから、もう1つは、委員ご指摘のように、その他の随契の部分、委託関係も含めた事後公開というようなご提案でございすけれども、これはまたいろいろな意味でこれからまたいろいろ研究しなければなりませんので、とりあえず各市の状況等をまとめて、一つ課題といいますか、そういった意味で研究をさせていただきたいというふうに考えます。

○ 委員長

市民クラブの質疑を終了し、自民党に移します。

○ 新野委員

管理経費、庁舎等維持補修費について

まず、総務部にお尋ねいたしますが、決算説明書の104ページの管理経費2,978万140円と106ページの庁舎等維持補修費1,241万5,393円の内容について、まずご説明ください。

○ (総務) 総務課長

まず初めに、管理経費の2,978万円の内訳でございすけれども、これは各課にまたがって管理経費、いわゆる生活費のようなものでございまして、この中でも、総務課の決算額としては一番多くなってございすますが1,450万円は

でございます。それから、秘書課で626万円、職員課で約300万円、これら含めて大体2,300万円を上回るくらいの額で、また財政課であるとかいろんなところにまたがってる分なんです。特に総務課の所管する部分につきましては、ただいま申し上げましたけれども、主に日常のいろいろな消耗品的なものであるとか、あるいは委託料であるとか使用料関係ということになってございます。

具体的に申し上げますと、例えばトイレットペーパーであるとか、いろいろな事務用品の関係で570万円ほど使っております。それからまた電話交換の機器の保守委託料であるとか、それから、警備業務の関係、電流測定の業務委託であるとか、こういうような部分。それとか、ボタン式電話の賃借の部分であるとか、それぞれいろんなリースで借りるとかということが、この本庁舎の別館と本館の部分にかかわる部分がございます。そういったもので600万円ほどございまして、総務課の部分で先ほど申し上げましたけれども既にこの2,978万円の半分ほどの1,450万円は私どもの方で占めてございます。

次に、維持補修費関係でございますけれども、これにつきましては1,241万5,000円ほどでございますが、このうち私どもの庁舎にかかわる部分としては約900万円ほどでございます。大部分はこの本庁舎関係で占めておりますので私の方からご説明いたしますが、このうち修繕料、ボイラー施設であるとか給排水設備の関係、そういった修繕料で約390万円ほど使いました。それから、本庁舎のボイラーの性能検査、毎年やっておりますけれども、これで10万円余りでございます。失礼いたしました。今のボイラーの検査手数料は間違いでございました。訂正させていただきます。

それから、工事請負として平成11年度は別館2階の電気設備工事に約100万円、それから別館の4階の電気設備の改修工事、これに400万円ほど使ってございまして、この工事請負だけで500万円を上回っていると、こういうようなことになってございます。

○新野委員

それでは、庁舎の内外を見まして、どちらさんも認識していると思いますが、大変老朽化が目立っている。この委員会室からしましても、そうですし、渡り廊下が暗かったり、とても気になる。物産のケースが並んでるところも昼間は電気が消えて、品物が見えないということも大変気になっておりますが、この3年程度で何かそういう関係で補修したとか、あるいはまた補強したとか、そんな関係の実績はどういうことになっておりますか。

○(総務)総務課長

工事請負で申しますと、平成9年度に別館4階の天井の改修工事を行ってございます。それで330万円ほどかかりましたし、あわせて電気設備でも400万円ほどの工事をしてございます。それから、平成10年度でございますけれども、委員ご指摘ございましたけれども、外壁の傷みが相当ひどくなってきたということで、別館部分でございますけれども塗装工事を行いました。これは2,800万円ほどかけて行っておりますし、それから、この10年度の中では、やはり5階の電気設備工事であるとか、あるいは埋設蒸気還水管といいますか、ボイラー絡みでございましてけれども、そういったような工事を含めて、今の別館の2,800万円を除いても工事費に500万円ぐらいさらにかけてやってございます。

それから、ただいま申し上げましたけれども、11年度については電気関係とかで500万円ほどやってございまして、本当に簡易的な修繕ということでも、9年度、10年度もそれぞれ100万円から200万円ぐらいの維持補修費は使っている、そういうような現状で、ここ3年ほどは行っておるところです。

○新野委員

ただいままでのご答弁で出てくる説明の中では電気関係というのが主で一番です。その関連につきましても、この部屋もごらんのとおり蛍光灯がかなり、これはいつ取り替えたのかわからないが、古過ぎるなど。あるいは、市民ホールも黒くなっている。あるいは自動支払機のコーナーなどは何十年前かのひも式で、ひもがぶら下がっていると。そういう状況がありますし、やはり観光小樽ということもありまして、他から視察される都市の方も年間何

十と来ているわけですから、やはりそういう面のおもてなしの心からいえば、電球などにも心配りをいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、市の財政事情でありますから、なかなか思っても改装やあるいは改築ということは大変困難だと思いますが、補修関係については今後年次的にいろいろと計画をお立てになって行ったらどうか、そんなふうに考えるんですが、いかがですか。

○総務部長

今総務課長から答弁申し上げましたとおり、確かに別館の方は歴史的建造物になっておりますので、外観を保存しながら、内部については、壁も非常に黒くなって照明の効果もないということで、全面的に白く塗り替えたという改修もいたしているわけでございます。

また、別館と本館ですけれども、別館の方は37年ごろの建設でありまして、確かに年数も経過している折から、非常に各箇所に維持補修の手を入れなければならないところもいろいろ出てきておりますし、窓枠なんかについても年次計画を立てながら、サッシをかえたり補修したりということで手を入れてきているわけですが、そういう中で、確かに天井だとか壁の汚れぐあいというのは目に見えているところはあるわけです。

また、3階、4階、5階といいますが、上の方は環境の面から、冬は寒いし夏は暑いという、非常に環境の度合いもよくないということもあり、なるべくそういう職務上の環境も考えた上で、今後どういう補修をしていけるかとか、なかなか年次計画、やはり優先度を立てながらやっていきたいというふうに思っておりますので、年々そういうことに配慮しながら計画的にやっていこうというふうに思っております。

○新野委員

ぜひそういうような担当のご配慮を賜りまして、市民が気持ちよく出入りできるような、そんな役所にしていただければと思います。

人材育成について

次に、質問を変えまして、今回の我が党の成田議員の代表質問に関連しまして、人材育成に関して少々お聞きます。

決算説明書の103ページの職員研修費323万5,756円について、この内訳、内容についてと、受講者数は何名か、どのようなものであったのかお伺いいたします。

○職員課長

職員研修費の関係でございますけれども、320万円の内訳で申しますと、講師を招いたり、あるいは私どもの職員が講師となりまして自主的に研修を行っているもの、それで今言いました委託料その他費用を含めまして約250万円ほど使っておりまして、そのほかに江別の方に道の自治政策研修所という研修センターがございまして、そちらの方と、千葉の方にやはり市町村の職員のための市町村アカデミーと呼ばれている研修所がございまして、ここに派遣をして研修を受けさせる、その費用が旅費等も含めまして約70万円という形で、合計で先ほどおっしゃるとおり決算額で320万円程度の金額になってございます。

内容的に言いますと、今言いました私どもがやっております研修の中身から言いますと、新規採用で入ってきた職員をはじめとしまして、採用してから3年、5年、10年、あるいは係長、課長、そういった、私どもでは階層別というふうに言っておりますけれども、そういった研修と、OA研修であるとか庶務実務とかそういった専門研修、さらにはまた、職員の希望により、行ってみたい場所、先進都市への派遣ということも含めまして、そういった内容でやっております。先ほど申しました江別あるいは千葉の方につきましては、それぞれ受講科目がございまして、必要な事項で係から係長含めまして、そちらの方に内容的にはお任せをしている。

そういった内容で進めてございまして、受講者数で申しますと、江別、千葉の方を合計しますと約20名ぐらいを派遣してございまして、残り私どもが自主的に研修をしておりますのは290名ぐらい。合計で310名ぐらいが1年間

で研修を受講させている。そのような実態になっております。

○新野委員

今の社会経済情勢の変化、あるいは市民ニーズの多様化、あるいはまた地方分権の進展などで、大変時代の流れが激しくなっております。そういうことに対して、一層資質の向上と人材育成が急務というのか、対策を急がなければならないと考えますが、この点について市はどのような取り組みをこの研修の中に取り入れて行っているのか、特徴的にお話しいただきたい。

○職員課長

委員ご指摘のとおり、大きく社会は変化してございまして、私どもも職員の資質の向上のために、技能、技術あるいは情報、そういったものを提供することは必要だというふうに考えておりまして、地方分権に向けましては上級であるとか、あるいは係長職に、国がどういった形で分権を進めていくのか、あるいはまた、それに伴ってどんな形で変わっていくのか、そういった方向性も含めまして、上級、係長の一步手前でございすけれども、その辺から中心に係長を含めた研修の中身として計画して取り上げて研修している。

さらにまた、情報化が進んでございまして、これに向けましても、やはり総合計画上の位置づけであるとか、あるいは国・道、そういった動き、さらにまた、それを含めて私ども市の中で企画しまして、インターネットであるとか、そういった情報化に向けた取り組みもしておりますので、そういったことのPRを含めまして、初級、中級、係長といった比較的若い、あるいはまた職場で中心となる職員を中心としまして、そういった情報化に向けたテーマで研修をしている。

さらにまた、こういった社会情勢の変化に伴う、政策形成能力というものが問われておりますので、そういった中で、主に外部講師で招いておりますけれども、約1日程度の時間の中から、上級職、係長職を中心としまして、この政策形成能力の向上、そういった観点からいろいろと問題解決の技法、分析、政策への転換、そういった政策形成能力の向上に向けまして取り組んで実施をしているところでございます。

○新野委員

政策形成能力を向上させるということでありましたが、コスト意識も必要と思っております。民間企業への派遣など、民間の考えをどのように取り入れられているのか、そういう点についてお聞きしたいと思います。

○職員課長

これからの行政の中では、委員ご指摘のとおりコスト意識というのが非常に大切になってくるというふうに考えておりますけれども、私どもは民間への派遣研修という形では取り上げてございせんけれども、課長職を中心としまして、民間の社長さんを講師に招きまして、今現在の取り組み状況あるいはまたこれからの戦略といいますか、そういったことも私ども職員の方に話をしてもらっている。あるいはまた、若手の職員を中心としまして、民間企業に行きまして実際の作業風景あるいはまた、それはどういった形で考えられて仕事をされているのか、そういった民間の考え方等に触れる機会もつくっておりますけれども、委員の方からご指摘がございましたような民間の企業への派遣も含めまして、これからも取り組んでいきたい。

さらにまた、私どもでは収入役を民間から迎えてございまして、研修の中では、収入役に講師ということで1時間半程度、ほとんどの研修に取り入れてございまして、そういった中で情報を提供されて、収入役の民間での経験あるいはまた市に入ってからの方の考え方、そういったものも含めまして研修を進めているところでございます。

○新野委員

それでは、よくこれまでの議論あるいはいろいろな場面で、個人のやる気ということが非常に大切であるということで、職員の自発的な受講を促す、そういう手だてというんでしょうか、そういうものについてであります、カフェテリア方式というか、いろいろとそういうメニューを用意して選択させてはどうか、そういう考えについてはいかがでしょう。

○職員課長

確かに研修をこういった形で行うのがいいのかということで議論がございまして、私ども、今の中であれば専門の研修でしか職員の希望といたしますか、そういったものは取り入れない、それ以外のものにつきましては、先ほど申しましたような一応階層別に分かれている研修をやっておりますので、ちょっと難しいんですけども、専門研修の中ではOAを中心とした、あるいは法的な法務能力の向上という中で法制研修、ある程度のメニューはそろえているつもりではございますけれども、またさらにこれから職員が自発的に取り組めるようなメニューをふやす、カフェテリア方式も含めましてメニューをふやすような方向も研修の中で考えてまいりたいと考えてございます。

○新野委員

今後、社会情勢、社会変化も大変激しくなる中、それに対しての対応ということでは大変人材育成について難しいものがある、難しくなっていくことが多いというふうに私は思っております。このことにつきまして市としてのご所見をお聞きして、私の質問を終わります。

○総務部長

今るご質疑のあった研修でございまして、やはり人材育成というのは大変大事なことで思っております。まして今こういう社会の中で、社会変動が激しく、しかも市民の多様なニーズにこたえていかなければならないという時代になってますし、また、地方分権も進みまして、自己責任、自己決定というか、そういうものの対応がこれからますます求められる時代になってくるわけでして、そういうことからしても、やはり職員個々のいわゆる自覚も含めた資質の向上というのが必要な時代になってくるというふうに思っております。

そういう中で、国の方も各市町村に指導として、人材育成計画を立てながら職員の向上に向けた対策を立てるよという指導もありますので、市といたしましても、育成計画というものを立てながら、今年度ぐらいから部分的に人事評価も取り入れてきておりますので、そういう中で、ある程度の競争心もはぐくんでいかなければならないというふうに思ってますし、これからの時代に対応できる人材育成をということを念頭にしながら、その計画も立てて、それに従った形で進められるような、そういうことを進めていきたいというふうに思っております。

○中村委員

平成11年度決算について

平成11年度決算に当たりまして、平成11年度というのは新谷市長から山田市長にバトンタッチをされまして最初の年、1年目ということでありました。最初の年ということもあって、山田市政としての市民に向けての公約がありましたし、また市民からしても、山田カラーがどう出るのかということも注目をされていたわけですが、決算に当たりまして、この平成11年度というのは果たしてどういう1年であったのか。その辺を今日は総括としておさらいをしておきたいと思います。

できれば各部ごとに一人一つずつ1分程度にまとめていただいていたんですが、時間がありませんので急遽変えまして、助役でも結構ですし市長でも結構ですが、どういう1年であったのか、その辺の位置づけを反省点を含めまして、自画自賛でも結構です。感想等をお聞きしておきたいというふうに思います。

○市長

昨年就任して、2定で本格予算といいますか策定されてございますけれども、やはり行政は継続しておりますので、まるっきり新しいものというのはなかなか計上しづらいと思いますが、そんな1年であったと思います。

ただ、6年間赤字が続いてまいりましたので、何とか黒字基調に変えたいという、そういう気持ちで予算を編成し、そして執行してきたわけです。幸い赤字から脱却いたしましたけれども、しかし、いろいろとご指摘ありますように、病院あるいは国保、そういったところの累積赤字もふえている。こういう状況の中で、手放しで喜べるような状況でないというような感じを持っております。

したがいまして、交付税も予想以上に減額をされている状況の中で、12年度対応がどうなるか、そんなことも見ながら、13年度に向けた新たな予算編成といえますが、12年度におきましては一定程度のものを予算措置させてもらいましたけれども、13年度以降もまた新たな行政需要がたくさんありますので、そういったことも念頭に置いて、健全財政を維持しながら新しい事業に取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後3時00分

○委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。共産党。

○北野委員

日銀小樽支店の閉鎖について

最初に、日銀小樽支店の閉鎖に関して一言申し上げておきます。

一つは、我が党は、新聞報道であるように日銀小樽支店の閉鎖は大変大きな打撃になるので、これは思いとどまるように、挙げて全会一致で頑張らなければだめだというふうに考えているわけです。そういう立場から、日銀が小樽市に納入している固定資産税や法人市民税、現行どうなっているか、あるいは過去どうであったか、そういう財政上の影響も受けるわけですから、それを明らかにして、なるほどそういう影響だったら思いとどまってもらいたいという市民の世論を喚起する、そういう立場から、新聞報道で明らかになって以降、財政の方に議会に資料としてそれらを提出していただけないかということをお願いしたんですけれども、守秘義務だと言って固くお断りされました。西脇議員と私と別々にやったけれども、2人とも、にべもなく断られた。

ところが、今朝の北海道新聞を見たら、固定資産税と法人市民税の額が報道されているんです。一体これはどういうわけですか。

○財政部長

北野委員と職員との今の日銀に関する税額についての話し合いにつきましては私にも報告が出てはありました。おっしゃるように、守秘義務上からも、個人や個々の企業の税額については公表は差し控えるべきだというふうに私は考えているわけでございます。

今日のマスコミ報道に関しての経過でありますけれども、どのような経過なのか職員にも聞きましたけれども、取材は実際に受けております。しかし、具体的に数字を挙げて対応をしていたわけではないということであり、実際どういう経過でその数字があがったのかということは、申しわけございませんけれどもわからないわけあります。しかし、結果として税額が記事になったということに関しましては私ども反省をしております。今後はこのようなことがないように、職員に対してこの辺の指導をより一層十分していかなければならないというふうには考えてございます。

○北野委員

日銀は株式会社ではあるけれども、しかし公的な機関です。中央銀行という。長年小樽に置かれていた支店が北九州とともに閉鎖されるということは、小樽の経済にとっては重大な出来事です。だから、先ほども議会の各党会議で、市長や商工会議所の会頭が中央陳情されるというので、議会の議長としてもやはり全会一致の意向を受けて行くべきだということが確認されたわけです。

だから、それに必要な件で市民にいろいろ世論喚起し支持をしていただく上では、私は、既にマスコミでこういうのが報道されているわけですから、あなたは今後気をつけるとは言うけれども。だから、私は、過去億単位の法

人市民税が小樽市に納入されている経過があるわけです。ですから、そういうことも含めて明らかにして、小樽としては市民挙げて、これは認められないから思いとどまれということを言っていたきたいというふうに思います。こういうことが1つ。

それから、税務でなければわからない、守秘義務に属する固定資産税や法人市民税の額が公表されたことは重大だと思うんです。議会でいろいろ資料が必要だからと言っても出さなかったんです。秘匿すべきものは絶対出さないということを貫いておるわけですから。

私は、わけを言って、そういうことはわかっている上だけれども、さっき申し上げたような立場から明らかにできないかと言っているのに、できませんと。一方では、だれが漏らしたかわからなければ漏らして構わないということになるのではないですか、その辺はどう考えてますか。税務長の話では、日銀ではそういう取材は受けただけだけれども、額についてはしゃべってないというのは、税務長が、聞いたらそうやって言ってるんでしょう。だから市としても明らかにしてほしくないということらしいのですが、だれが漏らしたかわからなければ漏らして構わないということになるんですか、これは。こんなことがあちこちでやられたらたまったものじゃないです。

○財政部長

日銀の税額の経過につきましては、私ども日銀とも協議をしてきた経過はございます。そういう中で、日銀としても、公的機関ではあるけれども差し控えていただきたいという返事もいただいている中で差し控えているという経過がございます。今回の件に対しましては、だれが漏らしたかわからないからいいんだということでは決してございませんけれども、これはあくまでも税額というようなことにかかわるプライバシーの問題ですから、決して外に公表されるべきものではないというふうには認識してございます。

○北野委員

これは後でも触れるけれども、議会軽視にもつながりかねない問題だというふうに考えているわけです。

決算委員会の理事会で、日銀の問題については近く経済常任委員会の方で論議をしてそれなりのことをするというものですから、この日銀支店の閉鎖にかかわる質問はしませんけれども、市民の中から、日銀と小樽市経済との具体的な関係がよくわからないとか、どういう役割を果たしているのかとか、そういう質問も既に寄せられているわけです。

だから、市民の中にある、どういう影響を実際に経済界は受けるのか、小樽市はわかりますよ、直接的には。だから経済界がどういう影響を受けるかなどをわかりやすく市民に伝えて、そして議会側としても、こういう問題を思いとどまる、そういう努力の一つにすべきだというふうに考えてますが、審議は経済常任委員会ということですから、私はこの問題での具体的な質疑は行いませんけれども、そういう立場からですから、今の問題については個人の情報が漏れたという点では甚だ遺憾だと、市の方から漏れるような事態になっているということとはうまくないということだけ指摘をしておきます。

国保の決算について

次に、国保の決算に関してお尋ねします。

今日、小樽国保だより№22、平成12年9月というのを受け取ったんです。この中に、まず大きな見出しは、平成11年度国保事業決算状況から書いて、平成11年度の国保事業の決算の状況についてお知らせしますとなってるわけです。だけど、これは今決算議会、今期から3定と分離して閉会中審議するということで今審議してるんです。

それなのに、なぜこういうのが出回るのかわからない。担当の方から説明していただけないか。

○市民部長

国保だよりにつきましては、年2回加入者の皆さんに予算と決算をお知らせしてございます。平成11年度の決算内容を掲載いたしました。今年から10月議会で認定の議決をしていくということは私も十分承知しておりますので、文中に「認定をいただいた」とか「議決をいただいた」とか「了承いただいた」、こういった言葉、表現は使わ

ないようにということで、十分注意をしましてまいりました。

今回のこの内容も、議会にお示した内容でお知らせしたものでございますけれども、今後においては、加入者の皆様に議会の認定を得たような誤解を受けないように、そういった言葉は使ってございませぬけれども、さらに誤解を受けないように、文中に「現在議会において審議中」であるとか、そういった表現を変える中でお知らせしていきたいと考えてございます。

○北野委員

そういう説明、部長からありましたけれども、これにかかわって伺いますが、先輩議員から伺ったことで1つ気になることがあるので確認しておきます。

水道局長の須貝さんが市民部長をおやりになってたのは平成7年6月から平成10年3月31日というふうに聞いてるんですが、間違いはないですか。

○水道局長

間違いございません。

○北野委員

須貝さんが市民部長をおやりになっていたときに同じことが起きましたね。そして、こういうことを指摘されて、当時の須貝市民部長は各党に、早まったということで、以後気をつけますと弁明に回ったというふうに聞いてるんです。これは複数の議員から確認してます。同じ内容のことが起こってるんです。

だから、当時、そういうことはしませんというふうにおっしゃったことが、また部長がかわったらやられるということですから、これは今市民部長からお話ありましたけれども、そういうつもりであれば決算状況というのは、公表するとなれば認定を受けなかったら正規の意味で決算が市民に報告できるということにはならないと思うんです。

だから、議会で審議中だとか何とかということではなくて、認定を受けてから出すべきものだというふうに私は思います。前任の須貝さんが市民部長の時代にそういうことがあって、もうこういう早まったことはしないというふうに言って各党の了解をいただいたという経緯があるわけですから、それと同じものなんです。これはやはりうまくないと思うので、その辺改めて市民部からお答えいただきたいと思います。

○市民部長

過去にそういったことがあったかどうか、ちょっと私も確認するいとまがなく、今のようなお話申し上げましたけれども、ただ、国保、年2回、6カ月おきに発行してございまして、ご存じのように、決算、予算のほかに裏面の方にはいろいろと周知事項も掲載をしております。ただ、今のようなご指摘もありまして、私どもとしては議会で審議中ということで発行していきたいというふうに考えておりましたけれども、12月議会で認定の同意をいただきますので、そうしますと、どうしても年明けということになるのかなというふうになりますけれども、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○北野委員

私どもは、この国保の特別会計については反対しているし、決算では不認定というか、そういう反対の人もあるということも、部長は議会事務局に長くおられた方だから、そういうことは承知していると思うので、これはやはりちゃんとけじめつけた上で市民に周知徹底をすると、あるいはお知らせするというふうにしていただきたいということは強くお願いしておきます。

からまつ公園について

次に、資料として出していただきましたからまつ公園運動場の開放利用状況について伺います。

まず、資料にあるとおり多くの市民が冬期間利用し、また各種大会にも利用されて、数百人の方々が利用されます。この欄外に、屋外トイレは冬期間閉鎖されているわけですが、クロスカントリー大会、平成11年度の備考欄

に、外の公衆トイレの臨時対応、括弧して不凍液を使用と書いてあるんですけども、これはどういうことをやったんですか。説明してください。

○公園課長

からまつ公園にありますトイレ、これは平成2年から設置しておりまして、設置後約10年たっております。冬は暖房設備がないものですから、凍結防止のために11月末もしくは12月上旬に、毎年水を落としまして閉めております。それで、からまつ公園の歩くスキー関係の利用者という形でございますけれども、運営ハウスの方のトイレを利用していただきまして、大きな大会のあるとき、今のご質問の2月に全道中学校の大会がございました。それで、トイレをあけてくれないかということで主催者側から要請がありましたので、こちらの方から、1日1時間か2時間あけておくとうすぐ凍結してしまいますので、ヒーター設備はございません。それで、主催者の方に私どもの方から不凍液を渡しまして、1日終わったらこの不凍液を入れて閉めて使っていただきたいと、開催中はそういう形でトイレを利用していたと、そういう状況でございます。

○北野委員

教育委員会にお尋ねしますが、各種大会は前からやられてるんですが、関係者から屋外トイレの冬期間開放、このことについては一切受けてませんか。

○(社教)社会体育課長

ただいまのお話につきまして、ご要望は直接受けてございません。

○北野委員

教育委員会は受けないけれども、管理している土木部は受けてるわけでしょう。だからそういう措置をとったわけですね。

○公園課長

あのトイレを開放してほしいと来たのは、今年2月の全道中学校の大会が初めてでございます。

○北野委員

今年。

○公園課長

今年の2月です。

○北野委員

あそこは土木部の管理する公園かもわからないけれど、冬の天狗山とともにからまつ公園はクロスカントリーその他で小樽の顔としていろいろ利用されているんです。利用者も大変多い。大会ばかりでないですよ。だから、当然屋外トイレを設置して暖房設備を施して利用者の便宜を図るということが必要なんです。

私は、全市のトイレを見て回りましたが、高島小学校のグラウンドの上にある公衆トイレ、ここは真冬でも暖房が施されているんです。私は車で2時間見てましたが、利用したのは私だけです。ほとんど利用されてないんです。バス待ちの人の便宜を図るということで設置した。これは僕は非常に結構だと思うんですけども、利用の頻度からいえば、けたが違うんですよ、からまつ公園と高島小学校上のトイレは。

だから、これは教育委員会の方は人ごとでなくて、公園の管理だけでも、実際にはからまつ公園をスポーツで利用の方があのトイレを利用するということになるわけですから、だから、教育委員会として、これだけ頻繁に使われている、冬期間開放されているところに屋外トイレが設置されてないということについて無関心でいいのかということが問われているんですよ。だから、ボランティアの方とか応援の方から物すごい苦情ですよ。それがあなた方に行っていないというのはおかしいですよ。信頼されてないからじゃないですか。お答えください。

○(社教)社会体育課長

からまつの件でございますけれども、冬期間は今お話にありました市民の歩くスキー教室、それからクロスカン

トリーの大きな大会、この二通りに分かれるかと思います。

それで、まず市民の歩くスキーの教室に関しましては、お手元の資料にも数字を記載させていただいておりますが、1日平均28人、30人弱というような状況でございまして、こういった状況の中で、私ども管理ハウスのトイレを利用させていただいているということで、特に市民の方、利用者からご不便という苦情なりが来た経緯は今のところはございません。

もう1つ、大きな大会につきましては、これは委員もご存じのとおり、クロスカントリー、多くの選手や役員がスタート前にやはりトイレに一斉に行かれるものですから、資料にも記載しておりますけれども、これは多くの仮設トイレを設置させていただいているところでございます。これはもちろん主催者側のご意向も踏まえながら設置してきた、こういう経過がございます。

それで、先ほど無関心とおっしゃいましたけれども、私ども、日常的にはそうご不便さを感じさせていないと思っております。ただ、この大会につきましては、大きな大会、今後も幾つかいろんな形で大会が開催されると思っておりますけれども、その際は、やはり今後とも大会の主催者側とも十分お話し合いをする中で、よりよい、しかも効果のある配慮をしていかなければならないだろうと、こんな考えがあります。それで、先ほど公園課長もお答えしておりますけれども、土木部の方とも、その際はどのような手だて、対応ができるか相談しながら今後とも進めてまいりたいと、このように考えております。

○北野委員

そういう答弁してるから、私は無関心だと言うんですよ。あなたはいろいろしゃべってるけれども、結局人が一番集まる大会のことしか頭にないわけです。そのことは大事なことですよ。けれども一般の人結構利用されてるわけです。ハウスのトイレで対応すると言うけれども、ハウスの開館時間は何時から何時までですか。午前10時から午後4時までじゃないですか、冬は。

○(社教)社会体育課長

時間はそのとおりでございます。

○北野委員

だから、それ以降利用する方、結構いるわけですから。結局、トイレのない施設でどうやってるかは想像にかたくないですよ。不潔きわまりないし、女性の方は利用するなというのと同じですよ。そういう状態に置いておくことはうまくないから、利用者はこれだけいるんですから、高島小学校の横の2時間立ってたってだれも利用しないトイレに冬、非常に強い暖房が入ってるんですよ。なぜそういうことをからまつ公園でできないのかということをやっているんですよ。私の言ってる方が道理あるでしょう。教育長、これ答弁してください。

○社会教育部長

利用実態、このように資料にありますようにございます。そういった面では、歩くスキーにつきましては利用実態から申し上げまして、私どもの常設の運営ハウス、こういった形で、私も現場何度か行ってございますけれども、こういった対応でいいのかなと。なお、そういうご指摘がございますので、関係者にまたその辺のお話は現場でよく聞いてみたいと思っておりますし、数多くの方が来られて、大きな大会がある、こういった場合には、課長が答弁しておりますけれども、主催者とその辺のところを、利用者の便ということは大事なことでございますし、ご指摘のとおりだと思いますので、よくそういった準備段階からその辺のお話をさせていただきたいと、このように思っております。

○北野委員

部長はたしか国体の事務局にもいたことがありますよね。だからスポーツに大変ご理解のある方だというふうに私思うんだけど、消極的な意味での優等生のような発言しているわけ、だめです、そういうことでは。1回1回関係者のことを聞かねばならない、だめです、そんなことだったら。もうはっきりしてるんだから、ちゃんと規模

を大きくして、暖房を設置して、冬期間利用する方々の不便を解消するという明確な立場で対応していただきたい。この問題は時間がないからこれでやめますけれども、引き続き提起をしていきますから。これ総務常任委員会でも質問させてもらいますから、その都度答弁いただくようにしたい。これは強いお願いです。

港湾業務の執行について

一つは、周辺事態安全確保法第9条の解説が今年8月22日に小樽市に届けられました。この解説は法体系に照らせばどういう性質のものか、その拘束力はあるのか、これらに対する政府の見解はどうか説明してください。

○(総務)総務課長

これについては、先般、機会がありまして、内閣危機管理室の担当者と話す機会の中で、電話でございますが、内容的には、過去の国会答弁を中心に政府内で調整したものであると。これについては法的拘束力はないというふうなお答えといたしますが、そのときには回答をいただいております。また、いろいろ関係自治体との国あるいはそういったところとの意見交換の一つのアイテムといたしますが、項目をつくり上げたものだと、こういうふうなお答えをいただいております。

○北野委員

そうすると、法律として成立したガイドライン関連法、いわゆる周辺事態安全確保法の9条の第1項、自治体や民間の協力は、協力の要請を受けても法的拘束力がないから、自治体の長として断ることは何ほどもできるということになるんですか。

○(総務)総務課長

その解説自体が法的拘束力がないということでありまして、解説自体がですね。ただ、これはあくまで周辺事態法が主体でございますから、それについては法の趣旨にのっとった形で進められていくと、こういうふうを考えてございます。

○北野委員

法体系についてのお答えがありませんけれども、憲法から始まって、法律、政令、省令というふうにあるわけですから、通知までね。この解説というのはどこに当てはまるのか。

○(総務)総務課長

国からいただきましたこの文書の表紙にも、単純に「周辺事態安全確保法第9条の解説の配付について」と、こう来ております。通常であれば、政省令であるとか、あるいはまた通知、通達という形がなされるわけでございますけれども、今回はそういうことは一切触れられてございません。ただ、私ども事務方の内部協議の中では、ある一面ではいろいろな国と自治体だとかの疑問などに対して行政実例とかという形で示されることがありますので、考えようによってはそういう部分に準ずるようなものになるのかなという、あくまでもこれは内部的な協議の中の事務方としての一つの考えもあったことは事実でございますけれども、国からは、いわゆる法的な性格としてはどうかということについてのお答えはいただいております。

○北野委員

これはきわめておいてほしいと思うんですけれども、課長おっしゃるように、周辺事態安全確保法の9条の1項というのは、自治体や民間への協力なんです。しかし、短い法律ですから、これに対して各自治体から質問が殺到したんです。それに対して回答したのが1年前示された解説案、それに対してさらに意見を募りたいということで、また自治体からいろいろ質問が出され、意見が出され、これに対して出されたのが解説なんです。

だから、この解説は法的拘束力はないというのは私もわかります。しかし、実態としては、法律がどう運用されるんですかと、どう理解すればいいのかということで聞いたことに対する回答だから、全くこの解説が拘束力を持たないというふうに政府が言うのはどうも解せないんです。だから解説を無視して構わないのかということになるわけですから、これはどう理解すればいいんですか。市長だって困ると思うんです。法律は拘束力があると、しかし、

短い文章だからわからないから各自治体から質問が行ったんですから、それに対する解説が拘束力ないといったら、どう理解すればいいのか。

○(総務)総務課長

いわゆる、今北野委員がおっしゃったことだとは思いますが、法の解釈上こういうことでお考えくださいということだと思えます。ただ、それによって、一定の解釈の尺度として、こういう基準でお考えいただいたらどうだろうか、いろんな質問がございましたから。そういったことが一応いろいろな政府の部内の関係省庁で意見調整の上示されたものであって、これによって、だからといってこのとおりしなければ全くそれでだめですということはないというふうには考えてございます。

○北野委員

それで、政府はそういうふうにおっしゃってるし、総務の中では、行政実例に準ずるものではないかというように今考えているということですから、それを前提にして次の質問をいたします。

1年前に示された解説案と、資料はですね、解説案と今回主要な修正点が併記されてます。右側が修正されたもの。それで、比較して修正点で説明されている上で、自治権が拡大された項は何々か、あるいは自治権が否定的に解釈されているのは何々かお答えください。

○(総務)総務課長

お手元に配付させていただきました資料でございますけれども、いわゆる自治権が拡大された云々ということは、それは私どもの方からあえてどうのとは申し上げられませんが、いわゆる解説として、まず1ページ、重立ったところを申し上げますけれども、いずれも9条の関係で、要請される協力の具体的な種類、内容ということが書かれてございます。

この一つ目には、従前、昨年示された解説案のレベルでは、いわゆる地方公共団体の長に対して求める協力項目の例の中で、例えばバースが民間船舶とバッチングするような場合は、港湾管理者がその船社と協議をし、そこでなかなかその調整がはかどらないような場合は、港湾管理者の要請に基づいて各行政機関の長がそれに相談に乗るといいますか、平たく言えばですね、そういうような形になっていたかと思います。港であれば運輸大臣ということになるかと思いますが、それが今回のこのアンダーラインを引いてございますけれども、そういう場合でも、最初から国と港湾管理者及び民間船舶の3者間でそれぞれの意向を踏まえつつ調整を行うことはあり得ることが、加わってございます。その状況を踏まえて、国が既に使用許可を得ている民間船社または競合する許可申請を行っている船社に対して、使用内容の変更等について9条2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得るというような形になっているということがございます。

それから、2ページでございますけれども、これは1年前の案には、解説案が示されたときにはなかったものでございます。問い1、2もですね。特に問い1について、これは関係の全国のいろんな都道府県や自治体、市町村からの問い合わせの質問をこのように調整した形で出しているんだと思いますが、いわゆる米国艦船の港の使用について地位協定の通告がある場合には、港湾管理者は港湾管理条例による許可を行うこととなるのかと。また、このような許可を行うとした場合に、この許可について9条1項に基づく協力の求めを受けることがあるのかという提起がなされたわけでございますけれども、これについて一つの回答といいますか、国の調整の結果といいますか、概略申し上げますけれども、いわゆる一般国際法上は、外国の軍隊が駐留する場合には、いわゆる接受国の、例えば日本に外国の軍隊が駐留しておれば、日本の国内法は適用されないんだということが前提に書いてございます。

これは一般国際法上もそういう理解ということで、これは共通している考え方でございますけれども、その後に、しかしながら、このことは米軍がその活動に際し我が国の法令を無視していいということを意味するものではない。外国軍隊が接受国の法令を尊重しなくてはならないことは、その当該軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務

なので、地位協定の16条が、米軍の関係については、いわゆる日本の国内法令の尊重ということを定めておりますけれども、それにもあるように、こういった考えに立って進めるというようなことが1つ加わっているということです。こういった考えに基づいて、港湾施設の使用に当たっても港湾管理者は云々ということが述べられているわけでございます。これが全く新しく一つ入った部分でございます。

以下、若干省略させていただきますけれども、4ページでございますが、これは地方議会の関係が加えられてございますけれども、いろいろな問題が起きた場合に、地方議会の決議だとか住民の請求というのは、その協力を拒むことのできる理由になるのかという問いでございますけれども、これに記載ありますように、この9条1項に基づく協力の求めというのは、公共団体の長に対して、個別の法令に基づいて地方公共団体の長が有する権限を適切に行使することを求めるものであり、これを拒む正当な理由があるか否かは、個別具体の事例に即して当該個別の法令に従って判断されるものだということでありますので、地方議会の決議だとか住民請求等は一般にこのような行政上の個別の権限行使について法的に影響を及ぼすものではないということが、明らかにされたと言いましたらちょっと語弊ありますけれども、一つ明記されたということが、この全体の中では大きなものかなというふうに考えてございます。

○北野委員

課長が二つ目に指摘をした点にかかわって、解説の本文の方では10ページですね。資料の方で2ページ目の、新しく今度の解説でうたわれたという、これは課長の説明にあったように、戦争によって占領された国は、そこを占領している占領軍にはその国の法律は適用にならないと。しかし、占領しているところの軍隊は自分の国の法令で国際法をちゃんと守るという立場から、それぞれの占領している地域の法令を守るんだと。具体的には日本は地位協定の16条で、課長が引用したようにですね、そこでちゃんと米軍も日本の国内法令を守るんだということを言ってるわけですから、だから安保条約や地位協定があっても米軍はちゃんとその法令守るということで、地方自治体の条例だとか規則をちゃんと尊重するということをここでうたってると思うんです。

私は政府がこういうふうにしたのは、いろんな自治体の不安にこたえたものだから、これは当たり前の解釈だと思うんです。こういう立場で臨む必要があるというふうに思うんです。

そういうことを前提にして質問しますけれども、山田市長が就任して最初にアメリカの艦船の港湾施設使用を認めたのはモービルベイです。これは平成12年2月3日から7日まで、中央埠頭に接岸したものです。この入港届の22項、入港届も資料として出していただいておりますが、この22項に積載貨物はNIL、なしとしか書かれてないんです。

港湾部に尋ねるけれども、歴代の米艦が入港したときに、この項目は若干変わりましたが、積載貨物の種類あるいは量というのは、記載がなかったり斜めに線が引かれてたり、あるいはNIL、なしということで扱われてきたことは間違いありませんね。

○(港湾)港政課長

北野委員のご指摘のとおりでございます。

○北野委員

だから、その件にかかわって、今前段で議論したように、周辺事態法、つまり有事の際であっても、日本の法令に基づいて米軍は小樽市に港湾管理使用条例に基づいてその許可を求めるといことなんですから、平時は当然のことなんです。

そこで伺いますが、この欄の入港届の裏側、22項に書かれているし、それから、裏側の注意のところに、3として、危険物を積載している場合は、その種類及び数量を(22)の欄に明記してくださいと、英語でも同じことが書かれているわけなんです。こういうふうになってるし、小樽市の港湾管理使用条例、それから規則ですね、これでも同じ趣旨がうたわれているんです。だから、国から周辺事態法にかかわって改めて地方自治体のそういう条例も含

めて尊重するということが新たに打ち出されたわけですから、過去のいきさつについても私は意見はあるけれども、過去は過去として、これが出された以降は、入港届にきちっと記入させなければならないと思うんです。

港湾部に尋ねますが、今の点から、港則法の解説だとか問答集にどういうふうに書かれてますが、危険物の扱いについては。

○(港湾)港政課長

危険物の種類でございますが、危険物とは爆発物とその他の危険物の大きく2つに分かれてございます。爆発物のうちに2つの区別がございまして、火薬類あるいは有機酸化物という2つがございまして、その他の危険物としては、高压ガス、腐食性物質、毒物、放射性物質、引火性可燃性固体、自然発火物質等々で有害物質の11種類の物質が危険物質として規定されてございます。

○北野委員

それだけではわからないんですが、港湾法なり港則法なり関連の法律、規則で、どういうふうにする危険物等は扱われてますか。どういう体系になってますか。

○(港湾)港政課長

体系というふうにお聞きしたんですが、体系という意味合いという部分はわかりかねますが。

○北野委員

ややこしく考えなくてもいいと思うんです。港則法の21条、ここで危険物について書いてるし、それから、22条では危険物を積載した船舶はどうしなければならないかということがうたわれてるわけでしょう。それらを受けて規則あるいは別な法律、これでどうしなければならないかということが書かれてるんです。だから、米軍が入ってくる場合、軍艦というのは危険な艦船だということはだれもが認めるんです。小樽に入る米艦は核兵器を積んでるかもわからないんだから。そういう可能性を否定してないんですから。

だから、そういう危険物を積んでいる軍艦といえども、政府が改めて日本の国内法あるいは条例を尊重すると言っているのだから、なぜ危険物が積まれてる場合は書きなさいというふうに書かれてるにもかかわらず記入させないのかということなんです。新しく周辺事態法の解説が出されて初めての入港というのは今度のオーストラリア艦船です、2隻。この入港届も今指摘した項目はNIL、なしと書いてるんです。そういうことをなぜ許すのかということなんです。

○港湾部長

先ほど総務の方から、今回の解説につきまして追加分ということでご説明ありましたけれども、確かに港湾管理者の権限の行使ということが新たに追加になってございます。

私どもといたしましては、やはり従前から危険物を含めた港湾の貨物という定義をいろいろ議論させていただいてきており、この貨物の定義につきましても、我々も関係機関、それからいろんな文献等を探しておりますが、明確なものはなく、1つは、港湾統計上には、海上出入り貨物という位置づけは総称して言われているわけですが、今言われましたその艦船に搭載されている中身につきましては、従前から港における積みおろしが発生しないということで、これらについては貨物という扱いにしておらないという現状があり、従前、委員からご指摘がありましたように、その見解につきましても国の方に問い合わせしております、まだ回答を得ておりませんが、今回の管理者の権限の行使をするということに仮にするとすれば、国からの回答を得てから、それらを参考にして、荷物というか貨物に関する市の見解をきちっと整理して報告していきたいと思っております。

○北野委員

その答弁は1年前と同じですよ。その間、今指摘したように国から新たに周辺事態法の解説にかかわって地方自治体の法令を尊重するということが新たに打ち出されたわけなんですから、それを受けてどうするかというふうには、事務の執行について改善するものは改善するというふうにならないとうまくないと思うんです。

それで、監査事務局長に尋ねますけれども、これは私どもが何回も指摘していることですから、こういう港湾の事務執行について、監査として関心を持って監査の対象にしたことはありますか。

○(監査)事務局長

今までのやりとりを聞きますと、港湾業務の事務執行の監査ということになると思います。今まで、いわゆる港湾業務の事務の執行についての監査をしたことはございません。

○北野委員

こういう港湾の安全とか市民の命と財産にかかわることですから、膨大ないろんな監査しなければならない対象はあるでしょうけれども、今問題になっているようなことに関心を持って、監査委員としても監査をするということとは私は当然だと思うんです。両監査委員おられますが、お二方の見解を伺います。

○木野下監査委員

今いろいろお互いのやりとり聞いておりまして、私も今勉強させてもらっているわけですが、法的に自治法の中では行政監査ということはできますので、それは要するに両監査委員の合議のもとでやっていかなければならないという決まりになってますので、2人で協議しまして、入るか入らないかは決めたいと思います。

○佐藤監査委員

この件に関しましては監査委員の主たる役割とはちょっと違いますけれども、合議制をとっておりますので、木野下委員が言われたように、監査の対象になるかどうか、2人で合議しながら検討してまいりたいと思います。

○北野委員

命にかかわることですから、ぜひ監査としても関心を持って調べていただきたい。

そこで、港湾部長の答弁にかかわって伺いますが、国の方に問い合わせしているということは、いわゆる私が昨年の2定で指摘した、米艦の積んでいる弾薬というのは装備品で貨物ではないという理事者側の見解ですよ。これは私は違うと。今港湾部からも説明あったように、港則法や港湾法に基づく各法律あるいは規則、命令の別表で、ちゃんと爆発物だとか弾薬だとか弾道弾だとかというのは危険物というふうにはっきり書いてるんですから。それを装備品と言い逃れて1年たつんです。国に質問したけれども、1年以上たつけれどもいまだに回答がない。

そこで、装備品について聞きますけれども、日本にいろいろ権威ある辞典がありますけれども、装備品というのは何と説明されてますか。

○(総務)総務課長

かねてからいろいろ言われておりましたが、「装備品」ではなく「装備」という言葉しか見つけることはできませんでした。

○北野委員

私も調べてみましたけれども、議会事務局にあるだけですが、広辞苑、これも「装備品」がないです。課長おっしゃるとおり「装備」しか書かれてない。日本語大辞典、ここでも「装備」しかない。大辞林、ここでも「装備」しかない。装備品というのは、こういうふだん余り使わない分厚い辞典の中にも書かれてないんですよ、言葉で。だから私は市長のオリジナルな表現だと言ったんだけど、そういうことを小樽市の部内でしか通用しないような言葉を持ってきて法律に対抗するような、そういう答弁というのは僕はうなずけないと思うんです。

政府もちゃんと認めたわけですから、国内法令に基づいて、米軍が入ってきた場合に、その貨物一般を並べることはともかく、危険なものはちゃんと報告してくださいと、記入してくださいと言ってるわけだから、その港長に出す入港届と同じものが港湾管理者である市長にも出されるわけですから、そのときに記載なしなんていうのを、はいはいと黙って受け取るということは絶対あってはならないと思うんです。その点について、港湾部、改めて聞きますが、いかがですか。

○港湾部長

今お話ございましたように、繰り返しになるかもしれませんが、私どももその辺の判断というのはなかなか難しいところがございます、確かに今年新たにこういったことで解説では示されておりますけれども、その具の中身につきましても、これから外務省なり内閣管理室、そちらの方にも問い合わせしたいと、そんなふうに思っております。

○北野委員

港湾条例や規則で入港届を出さなければならない艦船の種類は決まっているのでしょうか、船舶の。必要ないのは漁船だとか運河に係留されている小さなものは出さなくてもいいけれども、その他の船は出しなさいとなっているのだから。出してもらう以上、記載なしなどということを認めてたら何の意味もないでしょう。そういうことを言ってるのですよ。

だから、これは検討するのではなくて自主的に判断すべき問題です。市長、いかがですか。

○市長

この件につきまして、今週外務省へ行ってきました、日米地位協定室長ともいろいろとお話をまいりました。その中で、今回いろいろと議会で議論している問題についても話ししてまいりましたし、照会している件についても、1年以上回答がないのでどうなっているんだろうということで、早急に回答してほしいと要望してまいりまして、それは調査の上、危機管理室の方と話を早く回答したいと、こういうことでございますので、回答を待つて一定の整理をしたいと思っております。

○北野委員

これについては、私は市長の自主的な判断に属する問題だと。港湾管理は自治事務なので。だから市長の判断で港湾管理者である市長が自主的に判断してやるべきものだというふうに考えますので、何よりも住民の平和と安全を守るということは市長の大きな仕事でもある。ぜひそういう立場で判断していただきたいということです。

これにかかわって伺いますが、アメリカの巡洋艦ピンセンス、市長は接岸する場所がないという回答をして、事実上接岸は認めないという態度をおとりになってます。その後、このピンセンスは空母の随伴艦として小樽にあらわれるのかどうか。

○総務部長

アメリカ総領事館の方と連絡を取り合っていますけれども、今日の時点では、アメリカの方は、一応当初行くという計画は聞いてはいるけれども、その可否についてはまだはっきりしていないという回答でございます。

○(港湾)港政課長

米艦が小樽港に入港する場合につきましては、小樽海上保安部を通しまして私どもの方に連絡があるということで従来からご説明してございますけれども、この件に関しましては、海上保安の方にも問い合わせさせていただきますけれども回答は来てございません。

○北野委員

海上保安の方は、一度ピンセンスは入港を認めるということで、港湾管理者である市長にバースの手配を照会してきたわけでしょう。しかしバースがあいてないということで断っているわけだから、海上保安はピンセンスの小樽港入港を既に認めてるんです。しかし接岸する場所がないということで、どうするかということだけが残ってるのです。

そこでお尋ねしますけれども、いろんなケースが考えられるので市長の見解を聞いておきたい。1つは、市長の外国艦船入港の3つの検討事項、従来から言われている。これはモービルベイから始まっているわけですが、これに照らせば、沖がかりするということになれば貨物船との競合はないから、港湾施設の使用は自動的に認めるというふうになってしまうのですけれども、そういう理解でいいですか。

○(港湾)港政課長

ピンセンスの港湾施設の使用についてでございますけれども、港湾管理者の業務といたしまして、港湾区域の安全確保が業務ということでございます。船舶の動向や航行への影響、さらには水域の安全性等を総合的に検討した上で判断していくことになるということで考えてございます。

○北野委員

いや、課長はそれ、市長が言ってることと同じ、3つのことを言っただけの話でしょう。だから、私はその3つの条件に照らしていえば、貨物との競合は岸壁で競合するわけだから、港湾施設というのは泊地も港湾施設に入るわけでしょう。

○(港湾)港政課長

そのとおりでございます。

○北野委員

だから、防波堤の外の港湾区域にアンカーをおろす場合だって、これは市長の許可事項になるわけでしょう。だから、貨物船とのバッティングはないのです、沖がかりするというのは。だから、市長の前段2つのことをクリアしてしまえば、貨物船との競合はないから、自動的にピンセンスの小樽港のいわゆる岸壁外の施設使用、港湾施設の使用は自動的に認めるというふうになるのではないかという心配があるから聞いてるんです。これは市長自身でお答えいただきたい。

○市長

まだ小樽へ来るかはっきりわかりませんが、バースはありませんので中に入ってくることはないと思いますけれども、ただ、沖がかりは確かにありうることです。どこへ泊まるかという問題ですけれども、港湾区域内に入れるのか入れないのか、これにつきましては、そのときの航行の安全性とかいろいろありますので、これは海保とも相談しながら、安全性が保たれるということであれば、そういったものも判断しながら考えていきたいと思っています。

○北野委員

いろいろなことが想定されるから参考までに聞いておきますが、ピンセンスが小樽の港湾区域外の錨地にアンカーをおろすときはだれが許可するんですか。

○(港湾)港政課長

港湾区域外の検疫錨地につきましては、検疫のために必要な指定錨地であり、港湾区域外にアンカーをおろす場合の手続につきましては、領海及び接続水域に関する条例により、無害通航権を有している場合は特に手続は必要ございません。ただ、北野委員ご指摘のケースが無害通航に該当するのかどうかについてでございますけれども、海上保安部の方に問い合わせをさせていただいてまして、まだご返事をいただけてませんので、ご了承いただきたいと思います。

○北野委員

港湾区域のときは市長の判断だから、それはわかるんです。しかし港湾区域外といったら日本の領海ですよ。無害通航権というのはわかります。それは日本の沿岸を外国の船が通るときに、日本の領海であっても日本に害を与えないという場合は、日本国はその外国の艦船の通航、運航を妨害してはならないと。これが無害通航権でしょう。それは船の運航に関してです。いかりをおろすなんてことは想定してないんですよ、それは。だから、課長が答弁されたのは何の約束ですか。はっきり固有名詞で言ってください。だれがそれを許可するんですか。日本の領海に外国の軍隊が勝手にいかりをおろすなんてことはできないはずですよ。

○(港湾)港政課長

領海内にいかりをおろす場合の、今北野委員ご指摘の無害通航権の関係でございますが、まず、法的なものにつきましては、領海及び接続水域に関する条約という国際条約の中の第14条に基づきまして、14条の1項で、すべて

の国の船舶は領海において無害通航権を有するというところでございます。

それで、今お話ありました停船あるいは投錨をする場合でございますが、航海に通常付随するものである場合、または不可抗力もしくは遭難等により必要とされる場合に限り運航に含まれるということで、今の北野委員のご指摘の部分についてはどういう判断になるのかということについて、私どもの方ではなかなか判断、調べ切れませんので、海上保安部の方に問い合わせをしているというところでございます。

○北野委員

この問題については、はっきり答弁をしていただきたいと思うんですが、問い合わせ中だということで、さっきの斉藤質問と同じことになってしまうんです。

それで、ピンセンスが空母を守るために来るというのは常識になってるから、小樽市長も単に1隻だけで来るのかということで何回もアメリカ側に問い合わせをした経緯があるわけです。ない、ないと言って突然来たという話なんです。だから、そのピンセンスはたまたま市長がそういう態度をおとりになったから接岸はできないけれども、私は市長の3つの条件からいえば、泊地なり、あるいは防波堤の外の小樽の港湾区域の中にアンカーをおろすことを認めざるを得ないのではないかというふうに思うので、私はそういう3つの条件のうち、特に核兵器の問題については、改めて外務省の言い分とかアメリカ総領事館の言い分を信用して、核を積んでないというふうに市長自身が判断することは無理があるから。これは再考を促しておきたいということです。

次に、先日入港したオーストラリア艦2隻ですけれども、これは私の議会での答弁で、大使館に問い合わせして、その回答があって態度を決めたい。オーストラリアは核兵器を持っていないから、照会の仕方は失礼のないような文言としたいという趣旨の答弁は市長がされているんです。ところが、オーストラリア大使館から回答がないのに入港を許可したのはどういうわけですか。

○市長

外国艦船ということで、オーストラリアは非核国でありますけれども、一応文書で照会いたしました。回答を待っておりましてけれども、入港の前日になってもまだ届かないものですから、大使館の方に問い合わせをしました。文書はまだ来ないのかということで問い合わせをしました結果、大使館としては、一地方自治体に対して回答できないということで、返事がありました。それでは困るということで、夜遅くなりましたけれども、外務省の欧亜局ともやりとりをしまして、国と国との約束だというようなことで、文書が出されないというようなことがあったものですから、そういうことでは困るということで、外務省からも大使館の方に文書を出すように言ってくれと、こういうやりとりをしたんですけれども、その結果がまだ来ないということで。

ただ、口頭で、こちらへ来た広報参事官の方が、大使の伝言として、核は積んでませんというような口頭での回答があったものですから、前日に迫っているということもありまして、これは入港やむなしと判断をしたわけでございます。

○北野委員

市長の基本方針に反する対応を市長自身がおとりになったという点で私は納得できないのです。これは新谷市長の時代に、インディペンデンスの入港にかかわって、次回からはアメリカ領事館といえども文書で回答をもらうようにしたいということで、再三催促して文書で回答が出るようになったんです。山田市長もそういうやり方は踏襲するんだというふうにおっしゃってたんです。それで、米艦ではないけれども、オーストラリア艦船の入港が問題になったから私は聞いたら、そういうふうにすると言ったわけです。だから、そういうことをしたら入れなければいいんですよ。お断りしますと言えばそれで済むんだから。

そういうことをやらないと地方自治体をなめてかかるんです。だから、これは既成事実でそうだから今後もそうするというのを絶対ないようにしていただきたいと思います。

それから、市長は27日までに終わった議会のときは、米艦の、特に空母の入港についての態度を明らかにしませ

んでした。29日に記者会見して、ご承知のような態度を表明したわけです。それで、そういう状況でしたから、議会のときは入港を前提にした質問はないのです。例えば、交通渋滞をどうするのか、あるいは、アメリカ兵による破廉恥行為をどう防ぐとか、そういう問題は項目はあったけれども、立ち入った質問にならないのですよ。これは当然の話です。

だから、そういういろいろな問題があるわけですから。市民からも既に問い合わせが来てるわけですから、私は前に要望し、市長はうんと言ってますけれども、市長自身のイニシアチブで臨時会を開いて対応すると、いろいろな疑問に答えるというふうにするべきだと思うので、改めて伺いますが臨時会を開く考えはありませんか。

○市長

今お話ありました交通渋滞の問題、それから事件・事故の問題、風紀の問題、こういった問題についても、前提の中でそういうお話がありましたので、今回、外務省へ行ったときも、十分米軍側に話をしてほしいと、こういう要請をしまいいりましたし、警察庁の警備課長にもお会いしまして、警備についても万全を期すようにと、こういうふうをお願いをしまして、警察庁から道警本部によく話をするという回答もいただいておりますので、特に臨時会については考えておりません。

○北野委員

考えてないというお話なんですけれども、例えば小樽市は前回インディペンデンスのとき1,600万円かかったのは、防衛施設局からの入港料や係船料、あるいは特別交付税で措置されたということですが、それを聞いた民間の業者は、日曜日など、あるいは平日でもそうですけれども、自分のお客さんから預かっている木材その他の貨物を守るために、臨時の作業員を雇って警備に当たっているのです。そういう負担はどうなったんですか。

今回だって予測されるんですけれども、それはどう考えるんですか。経済部長でもいいですよ。

○港湾部長

今言われるように、前回の場合そういったことも見受けられたというお話聞いておりますけれども、今回もそういった3年前のことを踏まえながら、皆さんに迷惑のかからないように、それぞれ、特に勝納埠頭地域の業者の方々に先日説明会をさせていただきながら、いろいろな問題点を出していただいて、できるだけ私の方では対応しようということで考えておりますので、今回もそういうことのないように、もしあるとすればこちらの方に申し出てもらいたいという話をしてございますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

○北野委員

いや、そういう型通りの答弁ではだめなんです。今回、そういうことがないかと聞いてるということは、既に新聞報道で業者の人がはっきり言ってるでしょう。

小樽市は財政的な補てんをしてもらったと。民間業者はないんだと。また同じこと繰り返すのかということを言ってるんですよ。そういうことに対して、大事な民間業者のそういう問題について、小樽市として積極的にどう対応するかということはないんですか。経済部長、お答えください。

○総務部長

今回の空母にかかわるいろいろな警備だとか、かかる経費の関係についても、市の方でもいろいろとインディが入ったときの面も参考にしながらやっておりますけれども、もし業界の説明、港湾部でもやりますけれども、そういう人員だとか、そういう必要な手だてがあるのであれば、できる限り私どもの方で用意していくような形もあっていこうと、そういうふうに思っております。

○北野委員

納得いかない。話は聞くけれども、そういうお客さんから預かっている貨物を守るのは業者の責任ですよ。市長が認めたためにそういう余計な経費負担をしなければならないのですから、これはアメリカに言って払ってもらおうということをしなければならないですよ。そういうふうに明確にしないと、優等生の発言してたって、業者の大喜

びません。そのことだけ指摘をしておきます。

最後ですが、今回も賛否両論があるということで、反対派の人は集会やデモ行進をやるというふうに言ってるんです。ところが警察は、小樽市が港湾区域の中でのデモは認めないと言ってるからということで、港湾区域へのデモの許可はしないと。これは賛否両論あって反対の方を小樽市が否定する行為になるのではないですか。

○総務部長

今回のキティの入港に際して、我々もいろいろ綿密な警備体制だとか、どういう人員配置をしたらいいかということ今検討を詰めている段階でございます。また、警備の関係につきましては、市の職員や港湾管理者だけではなかなか対応できない面もあるものですから、そういう面で、もちろん小樽警察署とも綿密な連携協力のもとに進めようと思ってますし、また、今回については道警の方からも相当の人数の派遣もしていただくということで、いろいろ協力体制をとりながらやらなければならないというふうに思っているわけでございます。

そういう中で、やはり入港時のいろんな事態が生じることは警察署の方もいろいろと心配しておりまして、我々もそういう面ではできる限り、例えば過激な行動が起こらないような、そういう事態は防いでいかなければならないというふうに思っていますので、これは警察の協力は必ず必要なことでもありますので、そういう中で警察の指導もいただきながら進めているという状況でございます。

○北野委員

結局、今の答弁は警察言いなりに警備は行うということの表明ですから、納得はできません。こういう問題が起こるのも入港を許可するところから、施設の使用を認めるところから出ているわけですから、私は市長として港湾施設の使用の取り消しを行って、平穏な平和な小樽の秩序を守るという立場をとっていただきたいということを強く要望して質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党に移します。

○佐々木(勝)委員

港湾における集会並びにデモ行進について

予定していた内容はしよります。ただ、今北野委員から出ました港湾にかかわる集会並びにデモ行進のことにについて関連して聞きたいと思います。

まず、私の方でははっきりとしないということで、許可しないというふうには受け取っていないんですけれども、それは判断が出たのですか。

○総務部長

小樽の組合系統の責任者からも今お話を聞いてますけれども、一応警察署の方にデモ行進の届けを出したということでは聞いてますが、まだそれについては決定ということでなくて保留の状況にあるとは聞いております。

○佐々木(勝)委員

そういうことで、前回インディペンデンスが入ったときも、きちっとした対応をして整然と行ったという実績があります。それをもとにして私たちは組んでるわけですから、反対をする立場の人たちは、その意味からして、今回キティホークになったらさま変わりする、こういうことはあってはならないと思っています。幸い判断が出てないということですから、強くデモ行進の許可を認める方向で十分協議していただきたいと思います。

行政改革の実施状況について

決算ですから決算に関係する部分でと思っていたんですけれども、この議会に11年度の行革の実施状況の報告がありました。それに関連して何点が質問いたします。

前回の折にも状況が出ましたが、そこで関係する分ですけれども、あわせて事務事業状況の説明書ももら

いました。そういう中で記述されている内容にかかわって、小樽市行政改革の実施内容に改善事項ということで載っているんですが、1つは、平成10年度以降、納税課、資産税課、保護課、3課において運転業務職以外の一般職員が公用車を運転する体制をとり、経費の削減をするとともに、徴収及び訪問調査活動の実施率を高めたというふうになっています。そこで、これは過ぎたことだというふうに思いますが、この平成10年度以降に納税課、資産税課、保護課、3課において公用車を運転する体制をとった、その理由ですね。それをちょっと。

○税務長

私の方から納税課の方と資産税課の方について答弁いたします。

納税課の方は平成9年度におきまして公用車の運転業務がございまして、そのとき、1,200万円ほどの経費が、平成10年以降の公用車を職員が運転するということで6分の1くらいの経費で済みました。その中でも、業務の内容といたしましては、通常、納税課の業務といいますと滞納関係者だとか、実際に税を納める人とか、もしくは、1回に納め切れない人の納税相談ということで、直接ブロックごとに分けておりまして、そこへ行くのに9年は1台で対応していたのが、この体制で6台の体制にしております、市内各ブロックに分けておりまして、1台に何人が相乗りという形をとりまして、効率よく時間を使えるということ、それから、お客さんと約束されている時間に十分対応できるということ、そういうことで非常に効率よいというふうに思っております。

それから、資産税課におきますと、これは従前は全く公用車を持っておりませんで、単独でバスとか徒歩で活動しておったんですが、これにおきましては普通自動車等で4台の車を公用車として使っておりまして、新築・増築家屋の調査、それから土地の現況調査ということで、やはり迅速にその場所もしくはその新築された建築主の方との時間に十分間に合う。それから、早急に帰ってこれるということで有効に時間を使える。そんなこともありまして、非常に効率よく使っております。

○保護課長

保護課は平成9年まで1台の車を、三十数人ケースワーカーがいるわけですが、臨時職員を採用しまして、1台で運用していた。ケースワーカーの本来業務は訪問活動が中心になりますので、とてもこれでは訪問活動が満足にできないという職員の要望がありまして、平成10年5月から、この1台も含めまして4台を増加、計5台で今現在各係1台で訪問活動を運用しているところであります。

効果としましては、当然臨時職員の賃金が要らなくなったわけがございまして、この分210万円ほどが経費の節減というふうになっております。

○佐々木(勝)委員

そうすると、こういうふうに押さえていいですか。目的は、3課で、いわゆる財政効果以前に内容を充実させるということで、徴収及び訪問調査活動の実施率を上げると、こういうことが目的でスタートしたと。結果として、運転業務職にかかわる経費の削減につながったと、こういうふうに押さえていいか。

私が望むところは、一定の改革を起こそうというときには連動した動きにつながっていくということであってほしいと思うんです。だから、どちらの方が先だったのかということが気になっているものですから、その辺のところを。

○(総務)宮腰主幹

公用車の一般職の運転につきましては、行革の項目の事務事業の見直しということでやっております、今、3課の方の状況の説明ありましたけれども、事務事業を効率的に、あるいは効果的に行うということの観点でありまして、佐々木委員がおっしゃったとおり、結果として人件費の削減ということが出てきております。

あと、先ほど答弁がありましたように、車の台数はふえております。車の維持管理費あるいは車の取得費、そういったものはかかっておりますけれども、全体としては費用として見れば結果的には安くなっているという状況になっています。

○佐々木(勝)委員

そういうことで、わかりました。

次に、同じく平成9年度から実施している毎週水曜日のノー残業デーのことなんですけれども、毎週水曜日ノー残業デー、継続して実施して時間外勤務の抑制に努めたと、こういうことになっているんです。その目的、そして平成9年から11年度の実績ということについて。

○職員課長

ノー残業デーの関係でございますけれども、実は平成9年8月から実施をしてございまして、今委員おっしゃるとおり、毎週水曜日定時で退庁するという事で考えており、私も時間外を当然縮減をするということが大きな目標でございまして、目標につきましては10%というふうに考えてございます。

そういった目標のもとに動いてございましたけれども、なかなか時間外というのは積算するのが難しゅうございまして、たまたま私どもの手元の中で持っておりますのは、実施したのは9年8月からでございますので、その実施してから1年間とその前年の1年間で単純に比較をしますと、水曜日がどれだけ時間外が出たのか、なかなか過去の実態がつかみ切れなかった部分もございますので、大ざっぱな言い方をしますと、そういう中で対前年比で見ますと、金額で申しますと約1,300万円ぐらいの時間外の減になってございまして、それ以降は水曜日が毎週ノー残業デーを実施するものですから、実施したときはそういう意味で1,300万円ほどの効果がございまして、それ以降は、際立ってと言ったら変なんですけれども、時間外が減っているということではないんですけれども、当然そこから見まして、その1,300万円が毎年減ってきているのではないかと考えております。

○佐々木(勝)委員

職員含めて全庁的には理解されていると、こういうふうに押さえていいですね。水曜日に区切ったというのは何かあるんですか。

○職員課長

水曜日にノー残業デーにしたというのは、職員の健康管理も実は時間外の縮減の中で考えてございまして、つまり週の真ん中という、そういった中で、定時に退庁させまして、職員の健康管理も含めて時間外の縮減も図っていききたいと、そんなことで実施した経過がございます。

○佐々木(勝)委員

その次に、これは職員の資質の向上を目的としているのではないかなと思うんですけれども、異職種間の職場交流。職種に限定されない視野の拡大を図るため、平成10年度に引き続き異職種間の職場交流を実施したと、こういうふうになっている。この目的と具体的な展開について。

○職員課長

異職種間の交流でございますけれども、これはどちらかといいますと技術職が一般的には職場も固定されるし少ない、そういったようなことの中で、さらにまた、こういった社会情勢の中では、技術、事務、そういった垣根を飛び越えて横断的にいろいろと経験をして視野を広めてもらうといったことで実施してございまして、平成10年から12年度まで、一般的には事務職が担当していたところに技術職を異職種で持っていっているという例が多うございますけれども、例えば、企画部次長に、当時は事務職であったものを土木技術職を持っていく、あるいはまた教育委員会の施設課、これは学校の営繕であるとか建設、そういったところは従来は係長が事務職で担当させておったんですけれども、ここに建築技術職を持っていきまして、そういった技術的なものも生かしていきたい。さらにまた、今年度で申しますと、防災の担当のところに消防職を持ってきて充てたり、そのようなことで、そういった技術の人間を横断的に、視野も広げ、あるいはまた持っている技術的な部分も生かしていく、そんなことで交流に努めるということでございます。

○佐々木(勝)委員

この名称は異職種間の職場交流という名称を私は読んだのですが、そういうふう読んでいいんですか。

○職員課長

これは異職種の職場交流の拡大、そういう意味で職場、先ほど申しました職場の交流ということで、その技術のままで生かしていくと。

○佐々木(勝)委員

先ほど新野委員から、いわゆる職員の研修にかかわる部分も含めていくかというふうに思いますけれども、今後今のその企画を含めていくつもりですか。内容を変更するんですか。

○職員課長

先ほど申しましたが、その技術が一般的にその職場に行き生かせるかどうかということもございまして、これからいろいろと市民からの要望等もございまして、技術を持った人間を職場に持っていくのがいいということになりましたら、そういった新たな需要も出てくると思いますし、あるいはまた、今までの中で現課ともいろいろと話をしながら拡大に努めていこうと考えております。

○佐々木(勝)委員

最後にします。先ほど自主研修の関係で委員の方から出たんですが、その観点はこういうふうには押さえているんですが、自主研修グループへの助成金の交付についてです。

先ほど話が触れるのかなと思ってたなかったのでお聞かせください。自己啓発の促進と職場内の士気高揚を図るため、自主研修グループへの支援として1件につき3万円の助成金を交付すると、こういうことだったと思うんです。その実績について。

○職員課長

自主研修グループへの助成の関係でございまして、庁内には自主研修グループというのは幾つかございまして、11年度の実績だけで申しますと、実はそういった形で私どもの方に申請をして私どもが交付したのは、英会話の関係で自主研修グループで動いている1件だけでございます。ただ、それ以外にも、若手の職員あるいはまた経済部、企画部が若手を中心として内部で自主的に動いているということで、いろいろと実態はございまして、そういった中で申請が来て交付したのは11年度1件だけでございます。

○佐々木(勝)委員

大変いい試みというか、懸賞金つきじゃないけれども、3万円ということで、それは今度職場単位でなくて、自主研修グループですから、いろんな人が集まってもいいんですか。それとも、やはり今言ったように職場内のことなんですか。その辺のところ。

○職員課長

自主研修グループはあくまでも職場ということではなくて、私どもが考えているのは、あくまでもいろんな職場の人たちが集まって、ある目的のもとに自主的に活動している、そういったものを対象に考えております。

○佐々木(勝)委員

結果的に1件しかなかったということは、この企画が難しいのか受け入れられないのか、そういうようなところの判断、今後の取り組みは。

○職員課長

私どもは金銭的に助成をしているものもありますけれども、それ以外で実質的な研修グループの方から、適当な講師がいないとか、あるいは、いろいろと私ども研修の中で使っている機械的なプロジェクターであるとか、そういったものも用意しているものもございまして、そういったお金だけでなくいろんな意味ですね、自主研修グループがうまく動いていくような形で支援はしているつもりでございまして、そういったものがさらにまた庁内で結成されていくように私どもも頑張りたいというふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

そういう意味で、私、まちづくりは人づくりとっておりますので、職員の士気高揚ではなくて、本当に資質向上につながる、そういう研修を大いに深めていただきたい。

○委員長

民主党の質疑を終結し、公明党に移します。

○斉藤(陽)委員

博物館等の特別展について

平成11年度の決算説明書の54ページですが、歳入の方の使用料の部分で博物館の常設展、特別展それぞれ人数、金額等が示されております。また、11年度の事務執行状況説明書を参照いたしますと、入館者について、有料、無料それぞれ人数が示されております。このうち、無料の入館者のうちの特別展の入館者数というのは直接の説明が出てこないのですが、一応これを確認させていただきたいと思います。10年と11年について、特別展の方の無料の入館者数は何人ですか。

○博物館長

決算資料には有料の来館者数並びにその料金が記載されております。無料の入館者がどれぐらいかということでございますが、まず、平成10年度におきましては1万6,049人が無料を含めた人数となっております。有料人員が1万5,289人となっております。ですから、差し引きしますとおおむね800人程度が無料になろうかと思えます。さらに、平成11年度ですが、一緒に説明させていただきますが、有料入館者数というのは7,526人で、無料も含めた入館者というのが8,078人という数字になってございます。こちらの方はおおむね500名程度ということになります。

○斉藤(陽)委員

そうしますと、有料、無料合わせた特別展の入館者数というのが出てくるわけですが、これは総入館者数、平成11年については8万2,870人ということですが、これに対する特別展の入館者数の割合、平成11年度、10年度についてはいかがでしょうか。

○博物館長

数値的には手元の資料で出しておりませんので、後日資料をお持ちした上で報告にあがりたいと思います。

○斉藤(陽)委員

ほぼ平成11年については8万2,870人の総入館者数ということで、特別展が先ほどのご説明ですと有料の部分が7,526、無料の部分がおおむね500ということで、8,000程度あるということで考えますと、全体の約1割、8万2,000人に対して大体8,000人ぐらいが特別展を見た。それから、平成10年については1万6,000人ぐらいがその特別展を見て、全体の総入館者数が8万3,000人ぐらいですから、この平成10年から11年において約半分ぐらいになったと。特別展の入館者数が半減したのではないかと見えるわけですが、これについてはいかがですか。

○博物館長

平成10年度におきましては特別展ということで事業実施してございます。その特別展という形で予算化されて事業展開した結果、1万6,000人、年間利用者数のおおむね2割の利用者を呼んでございます。平成11年度につきましては、特別展という形を一時中断いたしまして、小規模な企画展的な展示ということの押さえで実施しております、その結果、1年間の全体利用者の1割程度の8,000人程度におさまったというふうに理解してございます。

○斉藤(陽)委員

平成11年度決算の一般会計の歳入ですが、博物館使用料では予算現額で604万5,000円、実際には84万8,260円の増ということで689万3,260円の収入済額ということだったと思いますけれども、予算現額と比較をすれば、前年の平成10年度に対して40%以上減ということで、今の特別展という押さえではないんだということなんですが、この平

成11年度決算の方なのですが、決算説明書の210ページで博物館の特別展の開催費が46万1,949円ということで、平成10年度の特別展の経費はどのようなであったか、また、資料収集あるいは研究事業費については、平成11年度は157万円くらいなんですけれども、平成10年度についてはどういうふうになっておりますか。

○ 博物館長

最初に特別展の方で申し上げますと、平成10年度、予算額で450万円ほど、決算額で430万円ほどでございました。平成11年度につきましては予算額が50万円ほどで決算額は47～48万円ということになっております。研究事業費あるいは収蔵庫資料の整備事業費等についてもご質問されておりますが、それらにつきましてはほぼ前年並み、つまり金額的にはその年度年度によって差があるんですが150万円から200万円ぐらいの間で推移してございます。

○ 斉藤(陽)委員

特別展開催経費の内訳ですが、この開催経費というのはどのような内訳になっているのでしょうか。

○ 博物館長

平成11年度につきましては、手持ちの資料で写真展を実施したということがございまして、そのほとんどが需用費関係、写真の現像代とか写真の台紙代とか、そういうもので支出されてございます。

○ 斉藤(陽)委員

先ほどご説明いただきまして、平成10年度については400数十万円の予算であったものが、平成11年度においては46万1,000円となっております。10分の1に減った。特別展という押さえではないと言われているわけなんですけれども、あるいは研究事業費についても半減した。これは相当の事情があったというふうに考えるわけなんですけれども、分野を変えまして、文学館と美術館についてお伺いをしますけれども、平成10年度と11年度、特別展の開催経費は、文学館、美術館それぞれどのようなようになっておりますでしょうか。

○ 文学館副館長

ただいま文学館、美術館の特別展の開催経費についてのお尋ねでありますけれども、両館とも特別展を年2回開催しておりまして、決算額ですけれども、平成10年度、文学館が363万8,578円、それから平成11年度が304万935円、それから、美術館につきましては平成10年度が582万793円、平成11年度が351万1,033円となっております。

○ 斉藤(陽)委員

さらに、平成11年度の一般会計決算事項別明細書というのがありまして、そちらの歳出の方に載っている博物館費の中で、需用費というのが46万7,000円ほど不用額が計上されておりますけれども、この事項別明細書の不用額というのはどのような内容なのでしょうか。

○ 博物館長

不用額についてでございますが、博物館のさまざまな事業を実施する中で、経費の節減を図った上で出たものでございますけれども、具体的には、需用費関係の部分が圧倒的にその比率を占めてございます。

○ 斉藤(陽)委員

特別展についてなんですけれども、少ない経費で内容が充実するというのが一番いいと思うんですけれども、なかなか多くの場合にはそういうことは難しいということで、平成12年度予算についても、博物館の方で特別展の開催経費80万円ということで計上されておまして、資料収集と研究事業費も200万円、これについてもまだ控え目な金額だなという気がするんですけれども、その博物館として特別展の位置づけ、またその重要度の受けとめ方、また研究事業費の位置づけ、また、今、収蔵品の目録、そういった事業も行っているということなんです、今後の方向性について特別展についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 社会教育部長

特別展のお話でございますけれども、館長の方から答弁させていただきましたけれども、私ども、特別展というのは博物館、文学館、美術館、青少年科学館でそれぞれ毎年特別展をさせていただいてございますけれども、常設

展がありまして、常設展の中で、やはり施設のスペース等の関係がございます。

そういった面で、館の中で収蔵しているいろんな資料とか作品がございますので、それをそういった形で市民の皆さんの鑑賞の場という形の特別展というのが、館の役割としてあろうかと思えますし、また、特別展の規模によりまして、額によっては多少でこぼこ、確かにご指摘ございますけれども、大規模の特別展になりますと、ふだんなかなか見られないような、資料、作品ですね、そういったものも借用しまして、大規模に特別展をやる、常設展示と特別展示と、こういった兼ね合いの中で市民の皆さんに鑑賞の場を提供して館に足を運んでいただくと。こういったことで今後もこの特別展、資料研究費の話もありましたけれども、こういう形でこれからも進めていきたいと考えております。

○ 斉藤（陽）委員

目録作成の方で非常にエネルギーをつぎ込んでいるということで、企画展、特別展の方は一時的に休止といえますか、そういった形も見られるわけですが、基本的に博物館というのは常設展示が大事だということで、それはそのとおりだと思うんですが、過度の特別展への依存といいますか、そういうことは問題あると言われていても、いわゆる単なる興味本位ではない、受け目当てということだけをねらってる、そういった形ではない特別展の着実な積み重ねというか、そういったものが博物館の系統的というか体系的な内容を積み上げていく上で非常に大事なことだと思うんです。

そういった部分で、いわゆる、やってもやらなくてもいいんだというような形ではなく、しっかりとした計画と見通しという将来展望を、テーマとかそういったものをきちっと持ちながら、特別展の充実ということで今後とも力を入れていただきたいということを要望いたしまして終わりたいと思います。

○ 委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時45分

再開 午後5時30分

○ 委員長

会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

共産党、古沢委員。

○ 古沢委員

日本共産党を代表して、議案第7号ないし第19号及び第21号ないし第24号について、不認定の討論を行います。

我が党は、平成11年度第1定において、本委員会付託案件のうち議案第7号及び第11号に関連して修正案を提出しました。その趣旨は、不要不急の事業の見直し、削減、それらを市民の福祉、医療、教育や仕事、雇用の確保に回すこと、市民の暮らしを守り、市財政の再建を図ることを求めたものであります。しかし、これらの修正案はいずれも遺憾ながら賛成少数で否決されたものであります。

また、他の議案についても、消費税の転嫁、受益者負担増、石狩湾新港関連、築港、中央通関連等に加えて、第4定において大きな問題となった職員給与費関連が含まれているものであります。期末手当が大きく削減され、市職員では2億6,000万円、公務員関係全体では実に8億円以上の収入減につながるものであります。市の地域経済に大変な打撃を与え、景気の回復にも痛手となることはもとより、国の失政とこれに追隨してきた市政のしわ寄せのツケを職員や市経済に回すことを断じて認めるわけにはいきません。

以上の理由から、議案第20号を除いて、いずれも不認定といたすものであります。

○ 委員長

市民クラブ、斉藤裕敬委員。

○ 斉藤(裕)委員

市民クラブを代表し、議案第7号「平成11年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第24号「平成11年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定」について、棄権の討論をいたします。

去る12年3定、予算特別委員会の審議において、桃内処分場の業務委託の条例違反という瑕疵行政行為が発覚いたしました。この一連の議論の中で、特記仕様書の取り扱い等、環境部と委託業者との不可解な関係も明らかになり、引き続き当決算委員会で議論を試みたものの、私たちとして疑問を払拭したとはいいがたい結末となりました。

具体的には、地方自治法にある契約の履行の確保のための必要な監督または検査の義務に対し、環境部長が否定的な答弁をしていること、委託業者が仕様書にある事業計画書を定める期間内に提出しなかったことが契約上の義務を履行しなかったことに当たり、契約の当事者として欠格しているのではないかということなどが確定しない疑問として残るわけであります。

これらの疑義を解決するためには、当該行政事務の内訳を含め細部にわたる検証が必要であります。後日回答という答弁であり、当然、当決算委員会中では可否判断に至らないということが条理と考えます。よって、第7号、第24号の2議案につきましては、自席で着席のまま棄権といたします。

以上、討論といたします。

○ 委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第7号及び第24号について、一括採決いたします。

認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○ 委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第8号ないし第19号、第21号ないし第23号について、一括採決いたします。

認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○ 委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第20号について採決いたします。

認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政全般にわたりご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これも副委員長並びに委員各位と市長並びに各理事者のご協力の結果と感謝いたします。意を十分尽くしませんが、委員長としてのあいさつにかえます。どうもありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。